

岩国市子どもの読書活動推進計画（第三次）



平成 27 年 3 月

岩 国 市

はじめに

子供が未来をたくましく生きていくために、読書がその源となると改めて認識されたのは、平成23年3月に発生した東日本大震災の後でした。被災地の多くの子供たちが不安に直面していた際、全国から寄附された本や絵本が子供たちの心のよりどころとなり、生きる希望を与えました。

読書活動は、赤ちゃんの頃に本を読んでもらうことから始まります。子供は、読書活動を通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていきます。

岩国市は、平成16年3月に岩国市における子供の読書活動を推進するための基本的な考え方や取組を示した「岩国市子どもの読書活動推進計画」を策定し、平成22年3月には、第一次計画を踏まえて「岩国市子どもの読書活動推進計画(第二次)」を策定し、子供の読書活動の推進を図ってまいりました。

この度、市の第二次計画の基本的な考え方を引き継ぎながら、計画の見直しを図るとともに新たな取組について協議を重ね、「岩国市子どもの読書活動推進計画(第三次)」を策定いたしました。

この計画に基づき、家庭・地域・学校・図書館・行政が連携・協力し、岩国市の全ての子供たちが、様々な環境の中で読書と出会い、豊かな心と生き抜く力を育むことができるよう読書環境の整備に努めてまいりますので、今後とも皆様の御協力と御支援をよろしくお願いします。

最後に、本計画の策定に当たり御尽力いただきました「岩国市子どもの読書活動推進計画策定委員会」の委員の方々をはじめ、アンケートに御協力をいただいた方々、パブリックコメントにおいて貴重な御意見や御提言をお寄せいただきました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成27年3月

岩国市長 福田 良彦

● 岩国市子どもの読書活動推進計画（第三次） 目次 ●

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 計画策定の主旨 | 1 |
| 第2章 計画の基本的な方針 | 2 |
| 第3章 第二次計画期間における取組・成果 | |
| 1 家庭・地域における取組・成果 | 3 |
| 2 幼稚園・保育所における取組・成果 | 5 |
| 3 学校における取組・成果 | 6 |
| 4 公立図書館における取組・成果 | 7 |
| 5 連携のための取組・成果 | 10 |
| 参考資料 方策の数値目標達成状況 | 11 |
| 第4章 計画の内容 | |
| 1 子供の読書活動推進のための施策 | |
| (1) 家庭・地域における子供の読書活動の推進 | 15 |
| (2) 幼稚園・保育所における子供の読書活動の推進 | 18 |
| (3) 学校における子供の読書活動の推進 | 20 |
| (4) 公立図書館における子供の読書活動の推進 | 24 |
| 2 連携のための施策 | 28 |
| 第5章 計画の実現のために | 29 |

資料編

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 子供と読書に関するアンケート調査について | |
| 調査の概要 | 30 |
| 調査結果 | 32 |
| 2 本と出会える場所 | 45 |
| 3 子供の読書をめぐる動き | 49 |
| 4 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 50 |
| 5 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 | 52 |
| 6 岩国市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱（抜粋） | 67 |
| 7 岩国市子どもの読書活動推進計画策定委員会 | 68 |
| 8 岩国市子どもの読書活動推進計画の関係部課 | 68 |

※ 本計画中の表記について、固有名詞の中で使用されている「こども」「子ども」を除き、文部科学省の扱いに準じて「子供」としています。

第1章 計画策定の主旨

「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」を基本理念に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）が平成13年12月に施行されました。そして、この法律に基づき、国は、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第一次基本計画」）を策定しました。

岩国市では、平成16年3月に「岩国市子どもの読書活動推進計画」を策定し、平成16年度から平成20年度までの5年間さまざまな施策を実施しました。また、この年10月には「山口県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

第一次基本計画における成果や課題を踏まえ、平成20年3月、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）を策定しました。さらに山口県でも、平成21年3月に「山口県子ども読書活動推進計画（第2次計画）」が策定されました。

平成22年3月、合併後の新岩国市として、合併後大きく変化した状況や、それまでの取組の中で明らかになったさまざまな課題やアンケート結果を踏まえ、「岩国市子どもの読書活動推進計画（第二次）」を策定。平成22年度より、関係各課が主旨に沿ってさまざまな子供の読書活動推進のための施策を実施しています。

平成25年5月、国は「子どもの読書活動に関する基本的な計画（第三次計画）」を策定し、平成26年3月、「山口県子ども読書活動推進計画（第3次計画）」が策定されました。平成26年6月には改正学校図書館法（平成27年4月1日施行）が成立し、学校司書が初めて法律上に位置付けられることになりました。

岩国市では、これまで、学校図書館の充実や、学校における朝読の普及、学校・幼稚園等への団体貸出の充実、ボランティアによるおはなし会の開催、関係各課が連携して新たに始めたブックスタート事業など、さまざまな取組を行っているものの、依然として年齢が上がるにつれて読書離れが顕著になる傾向は改善されておらず、継続して取り組むべき課題があります。

このように、第二次計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証し、アンケート実施による岩国市の現状を把握した上で、国や県の読書活動推進計画を基本に、新たな岩国市子どもの読書活動推進計画を策定しました。

この計画に基づき、岩国市のすべての子供たちが、日常的に読書に親しみ、読書を通じて学び、読書を楽しみながら成長するよう、行政はもとより、家庭・地域・学校・図書館及び関係団体が、一層協力し、連携を深め、読書活動の機会提供と環境整備に取り組んでいきます。

第2章 計画の基本的な方針

1 子供の自主的な読書活動の推進

子供たちが学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的好奇心を満足させ、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を培えるよう、一人ひとりの自主的な読書活動を大切にします。読書は、本来個人的、内面的な営みであり、大人が強制したり干渉したりするものではないことを考慮する必要があります。

2 家庭、地域、学校、図書館、行政を通じた社会全体での取組の推進

子供が読書に親しむ機会の充実のために、家庭、地域、学校、図書館、行政がそれぞれ担うべき役割を果たし相互に連携・協力するように努めます。

3 子供の読書活動を支える環境の整備

乳幼児期から、発達段階に応じて読書に親しめるように、

- 1) 読書が自由にできる場
- 2) 豊富な資料
- 3) 子供に本を手渡す専門的職員*

の3要素の読書環境の整備・充実に努めます。

4 子供の読書活動に関する意義の普及

子供にとって身近な大人を含め社会全体が読書活動に理解と関心を持つよう、その意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

この計画の実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。この計画の対象となる年齢は、おおむね18歳以下です。

*専門的職員：図書館教育を学校教育の中で推進していくために中心的な役割を担う司書教諭、そして資料に精通し、必要な資料を的確に手渡す技術を持ち、館サービスを担う図書館司書や学校司書をいいます。

第3章 第二次計画期間における取組・成果

1 家庭・地域における取組・成果

(1) 家庭での読書活動の実践

- ・家庭内読書推進のための家読（うちどく）^{*1}キャンペーンを実施したり、乳幼児学級等のおはなし会^{*2}に講師を派遣したりするとともにブックスタート事業を実施しています。
- ・「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業^{*3}」の中で実施されている子育て学習会^{*4}では、児童文学作家を講師に招いての読みあい^{*5}に関する講演会や、中央公民館では、小学校就学前後の子を持つ親を対象に読書に関する講座等を開催しています。

(2) 読書活動に関する情報提供と理解の促進

- ・保健センターでは、来所時の待ち時間などに利用してもらうために絵本のコーナーなどを設けたり、乳幼児健診や育児相談、子育てのつどいなどの開催時には、遊具と一緒に絵本を備えたりして親子で絵本にふれる機会を提供しています。
- ・市教育委員会では、親子のための地域情報誌『いわくにっこ』を年4回発行し、各種の子供向けの行事をお知らせする中で、図書館の行事や家庭における読書活動の推進について啓発を行っています。また、子育て支援センター^{*6}からも読書活動に関するさまざまな情報を発信しています。
- ・生涯学習情報誌では、読書活動につながる図書館情報などを掲載するとともに、生涯学習市民講座イカルス^{*7}の「子供編」では、市民グループの協力を得ながら、読書活動につながる講座などを実施しています。

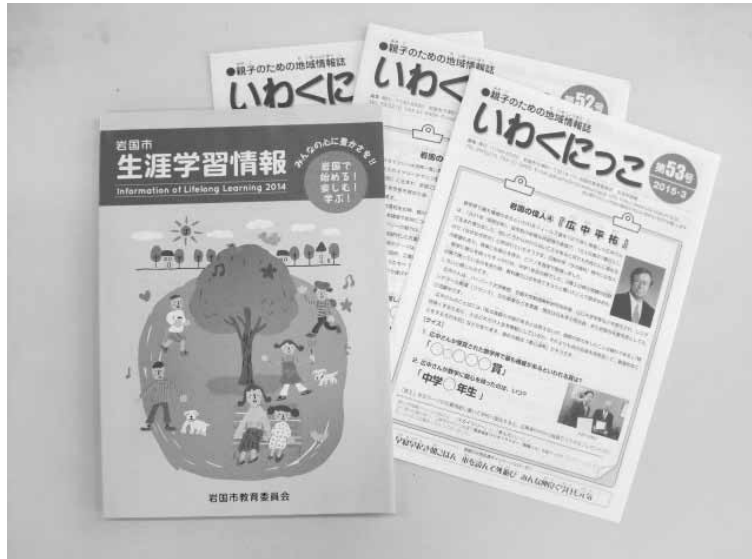
(3) 読み聞かせ等の読書活動の充実

- ・乳幼児とその保護者が本と出会うきっかけづくりとして、市図書館との連携により、乳幼児学級の中でおはなし会を実施しています。また、母子保健推進協議会が子育ての輪づくり活動として、各支部単位で行っている子育てのつどいの中でも、推進員を中心としたおはなし会を年20回程度実施しています。
- ・こども館やわかば児童館などで、乳幼児とその保護者を対象におはなし会、手遊びなどを実施しています。
- ・各公民館においては、乳幼児家庭教育学級で、おはなし会を開催しています。
- ・市内には、ボランティアの運営による3つの地域文庫^{*8}と2つの私設文庫（家庭文庫）^{*9}があり、本の貸出しやおはなし会等が行われています。

(4) 子育てサークル等の取組の促進

- ・関連施設へ図書館発行のブックリスト『子育て本』を提供しています。

- ・放課後の児童を対象として実施される放課後子供教室^{*10}、放課後児童教室^{*11}において、おはなし会など子供の読書活動につながるプログラムを推奨し、実際に取り組まれています。



市内の生涯学習関連施設、講座、イベント、グループ等の情報誌『岩国市生涯学習情報』と、親子のための地域情報誌『いわくにっこ』

^{*1} 家読（うちどく）：「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味します。読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという試みです。

^{*2} おはなし会：子供たちに本の楽しさを伝えるために、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアター等を行います。

^{*3} 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業：「地域協育ネット」、「放課後子供教室」、「家庭教育支援」など、社会全体で子供を支えていくため、地域住民等、豊かな社会体験を持つ外部の人材等を活用し、教育活動を支援する事業。

^{*4} 子育て学習会：小学校就学前の保護者を対象に行う講演会。

^{*5} 読みあい：一方的であるという概念が生じやすい「読み聞かせ」に対し、話し手と聞き手の交流や本を通じて同じ空間の共有等を意識した言葉。

^{*6} 子育て支援センター：地域に身近な保育所等で子育てに関する相談や若い母親等の育児サークルを支援する、地域の児童環境づくりにおける子育て支援の中核的な施設。

^{*7} 生涯学習市民講座イカルス：岩国市行政いろいろ情報提供（Iwakuni City Administration Reference & Utility Services）の略。市民が、聞いてみたい、始めてみたいことのおためしとして、好きな講座を選んで学ぶことのできる出前講座。

^{*8} 地域文庫：児童図書を備え付けて近隣の子供たちに貸し出す活動及び組織。

^{*9} 私設文庫（家庭文庫）：一般的には、個人が子供のために家庭の一部を開放して設置した読書施設。

^{*10} 放課後子供教室：全ての児童を対象に、地域の人たちの参画を得て、学習やスポーツ、文化活動等の取組を推進する事業。

^{*11} 放課後児童教室：仕事や病気などにより家庭での保育ができない、主に小学校低学年（1～3年生）児童の保護者に代わって、授業の終了後等に放課後児童教室専用施設や小学校余裕教室等の保育スペースを活用して、適切な遊びや生活の場を提供する事業。

2 幼稚園・保育所における取組・成果

(1) 幼稚園・保育所での読み聞かせ活動の充実

- ・朝の集まりや降園時のバスを待つ間、午睡前などには意図的に毎日おはなし会の時間を作っています。
- ・乳児に対しては、保育士が1対1を基本として読みあいをしています。
- ・各幼稚園・保育所では、日々の活動の中で、パネルシアターや大型絵本・紙芝居等を取り入れながら、おはなし会を実施しています。

(2) 幼稚園教諭・保育士の研修への積極的参加

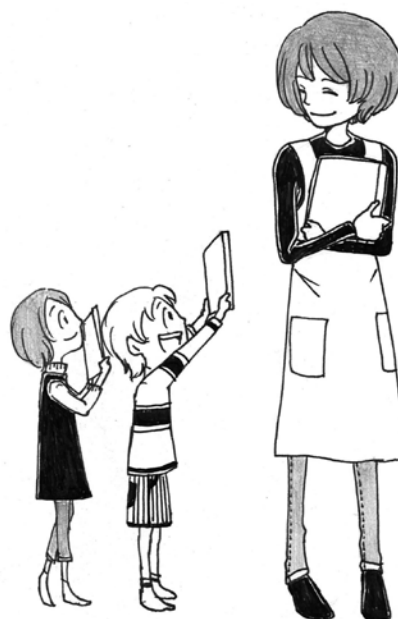
- ・幼稚園教諭・保育士は、職員研修の場に進んで参加しています。
- ・おはなし会専門の講師を招くなど、参加回数だけでなく講師の充実も図っています。

(2) 保護者に向けた啓発活動の充実

- ・絵本の貸出しや、定期購読により、親子で関心が持てるようにしています。
- ・保護者に向けての園だよりを活用し、絵本を紹介するなど、絵本に対する意識を高めるようにしています。
- ・子供たちの家庭での読書活動を推進するために、保護者を対象としてさまざまな会・講座を開いています。
- ・地域の未就園児を対象に、幼稚園・保育所の施設を開放し、その保護者等にも読書活動に関する情報提供や、おはなし会等を実施しています。

(4) その他

- ・絵本コーナーを設置して、絵本を目に触れやすい場所に置くようにしています。
- ・季節に応じた絵本を、玄関に展示するなどして興味を深めるようにしています。
- ・郷土食をテーマとした給食やクッキング会を行った場合、玄関にその食材や郷土料理を紹介した本等を展示し、岩国の食に興味を持てるようにしています。



3 学校における取組・成果

(1) 教員による読書指導の充実

- ・全校一斉の読書活動に取り組み、平成25年度には、市内小学校34校中34校、市内中学校15校中14校で実施しました。

(2) 学校図書館蔵書の充実

- ・資料検索や調べ学習に利用するコンピュータの整備を進めています。蔵書管理へのコンピュータの導入も進んでおり、貸出業務の電子化も進んでいます。

(3) 魅力ある学校図書館の運営

- ・学校図書館の円滑な運営と子供の読書活動の充実のために、読書活動推進員^{*1}を配置しています。平成26年度は、小学校17校に10名配置しました。
- ・平成26年度は、岩国小学校、麻里布小学校、灘小学校の3校に、専任の読書活動推進員を配置し、専任配置のモデル校としました。読書環境の整備や読み聞かせ等の日常的な取組の充実により、貸出冊数や利用人数の増加、読書に対する意欲の向上等の効果に加え、心の休まる空間として、学校生活に潤いをもたらしています。
- ・推薦図書等の特設コーナーを学校図書館に設置し、子供たちが本と出会う機会を提供しています。平成25年度は、市内小学校34校中34校、市内中学校15校中14校で設置されました。
- ・図書委員会だより、図書だより等により学校図書館や読書活動に関する情報発信に取り組んでいます。平成25年度は、市内小学校34校中22校、市内中学校15校中8校で取り組まれました。

(4) 図書館、地域との連携

- ・子供が本と出会うきっかけづくりとしての本の読み聞かせやブックトーク^{*2}等の活動については、保護者や地域のボランティアによる支援が多く、多くの学校で進められています。平成25年度は、市内小学校34校中29校、市内中学校15校中2校で、読書活動に関わるボランティアの受け入れが行われました。
- ・市図書館が市内小中学校へ『岩国市図書館サービスハンドブック^{*3}』を配布し、図書館サービスの利用案内を行っています。各小中学校では、ハンドブックを活用して調べ学習のための資料の貸出し等を行っています。
- ・学校と市図書館の連携を図るために、中学校図書館部会と市図書館による連絡会を行っています。

^{*1} 読書活動推進員：司書教諭と連携・協力して、本の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行い、子供の読書活動の活性化支援を行う、市が配置する非常勤職員です。

^{*2} ブックトーク：一つテーマにそって、数冊の本を選んで順序よく組み立てて紹介します。

^{*3} 岩国市図書館サービスハンドブック：小・中学校等とのよりよい連携を目指して、市図書館の団体貸出や調べ学習への支援などのサービスをまとめた冊子。平成16年から開始。

4 公立図書館における取組・成果

(1) 職員体制の充実

- ・中央図書館では専任の児童サービス担当者（職員2人、嘱託職員2人）を配置していましたが、平成25年度から嘱託職員3人に増員しました。また、新入職員全員に児童サービスに関する研修を行っています。

(2) 資料の充実

- ・市内各図書館では、調べ学習用資料を含む児童書の充実に努めています。平成22年度は「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用して、大型絵本やパネルシアター、おはなし会用小道具等の団体貸出資料の充実に努めました。

(3) 団体貸出制度の充実

- ・市内団体による読書活動を支援するために、大型絵本やパネルシアター等おはなし会用の資料や小道具を市内団体に貸し出しています。
- ・幼稚園・保育園の読書環境整備のために絵本の長期貸出^{*1}を行っています。実施園数が徐々に増加し、平成25年度は過去最高の28園（5,261冊貸出）となりました。
- ・市内小中学校へ『岩国市図書館サービスハンドブック』を配布し、調べ学習資料の貸出し・施設見学・体験学習など、学校への図書館サービスを案内しています。新たに平成23年度から高校向け、平成24年度から幼稚園・保育所向けのサービスハンドブックを作成・配布し、団体貸出等の図書館サービスを案内しています。

(4) おはなし会ボランティアの養成・育成

- ・おはなし会ボランティアの養成とスキルアップのために、養成講座・ステップアップ講座をそれぞれ定期的で開催しています。
- ・平成23年度に岩国市ブックスタート事業開始に伴い、ブックスタートの推進員を養成する講座を実施しました。受講生は現在、ブックスタートボランティアとして活動しています。

(5) 子供と本を結ぶための活動

- ・市内図書館6館で、幼児・小学生向けのおはなし会を定期的で開催しています。
- ・毎年、外部講師によるおはなし会を市内図書館で開催しています。
- ・市内各図書館が館内で展示コーナーを設け、子供たちに本と出会う機会を提供しています。

(6) 講演会等の開催による啓発活動

- ・子供の読書活動推進のため、絵本作家による講演会や人形劇を毎年開催しています。また、平成24年度より、岩国基地内講師による英語でおはなし会、手作り絵本教室等、小学生向けの講座を開催しています。

(7) 乳幼児サービスの充実

- ・市内図書館5館で、乳幼児向けのおはなし会を定期的で開催しています。平成22年度より、乳幼児向けのおはなし会の実施回数が増加しました。
- ・市内供用会館等にて行われる乳幼児学級で出前おはなし会を実施しています。

- ・中央図書館では、毎月第2・4木曜日の10時から12時までの「乳幼児の日^{*2}」に合わせて、おはなし会やわらべうたの行事を開催。親子が利用しやすい環境づくり整備に努めています。
- ・平成23年度より、関係課やボランティアと岩国市ブックスタート事業^{*3}を実施。岩国市保健センター・玖珂保健センターの1歳6か月児健診会場にて、乳幼児と保護者一組一組に、絵本の読み聞かせとともに絵本・バッグ・おすすめブックリスト・子育て支援情報等を提供しています。

(8) 自動車図書館の巡回

自動車図書館は、中央図書館発と周東図書館発の2台により、小学校24校、幼稚園1園・保育所4所・こども館（平成25年9月まで運行）等を巡回しています。ステーションの公募により、平成26年度より美和西小学校への運行が始まりました。コースの見直しにより美川・本郷地区への運行を開始するなど市域を広くカバーし、より利用者の身近に本のある環境を整えています。

(9) 障がいのある子供たちへのサービス

- ・市内総合支援学校や特別支援学級の児童生徒の体験実習を受け入れたり、施設見学・おはなし会を実施したりしています。
- ・布絵本や点字絵本のコーナーを設置し、貸出しを行っています。また、ボランティアによる布絵本の製作や、絵本を点訳して点字シールを貼り付けることにより、資料の充実を図っています。

(10) 外国人の子供たちへのサービス

- ・外国語の絵本コーナーを設け、その収集に努めています。平成22・23年度は、英語版絵本のほか、韓国語版、中国語版の絵本も購入しました。

(11) ヤングアダルトコーナーの充実

- ・中央図書館のヤングアダルトコーナー^{*4}では、主に中高校生に向けて作成された図書を収集し、設置しています。また、毎月の新刊案内の掲示と本の展示により、情報提供をしています。

(12) 情報提供

- ・子供向け広報誌『こどもとしょかんだより』を隔月発行し、市内小学校へ配布しています。また、『新一年生にすすめる本』、『夏休みに読んでみましょう』（小学生向け・中学生向け）、『おすすめ絵本1～3才向け』など、各年齢を対象としたブックリストの作成・配布をしています。
- ・図書館ホームページに「こどものページ」と「こどもの読書支援」のページを作成しました。

(13) 子供連れで来館しやすい図書館づくり

- ・平成22年度、『ちいさいお子さん連れの方のための図書館利用案内』作成。平成23年度より、ブックスタートでも配布しています。
- ・中央図書館で実施している「乳幼児の日」を平成24年度より月1回から月2回に拡大しました。

(14) その他

- ・平成24年度は、読書週間中に市内図書館全館にて「家読（うちどく）キャンペ

ーン」を実施。うちどくノート^{*5}を配布し、家庭での読書習慣の推進に努めました。その継続企画として、「我が家のおすすめ本」を募集し、図書と推薦文を中央図書館にて展示しました。



岩国市保健センターでのブックスタート

*1 絵本の長期貸出：市内の幼稚園・保育所を対象とした貸出期間を1年とした団体貸出制度。平成16年3月に策定された「岩国市子どもの読書活動推進計画」に基づいて、すべての子供たちが自由に本と出会うことができる環境を整備するために平成16年に開始しました。

*2 乳幼児の日：親子連れで気軽に利用できるよう、平成17年10月から市中央図書館において設けています。現在は、第2・第4木曜日の10:00～12:00に実施。「ちいさい子のためのおはなし会」や「わらべうた」などの乳幼児向け行事や、他の利用者に理解を促す周知を行っています。

*3 岩国市ブックスタート事業：ブックスタートとは、子供と保護者に絵本をひらく楽しい体験と一緒に絵本を手渡し、心触れ合うひとときを持つきっかけをつくる活動。岩国市は、子供の心豊かな成長を願って平成23年7月13日よりブックスタート事業を開始。市民ボランティアと健康推進課・こども支援課・生涯学習課・中央図書館・高齢障害課等が連携し、1歳6か月児健診終了後、一組一組の親子に絵本の入ったブックスタートパックをメッセージとともに手渡しています。

*4 ヤングアダルトコーナー：主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層とし、この年齢層に向けた本を集めた特設コーナー。

*5 うちどくノート：家読（うちどく＝家庭読書の略語）を推進するために、平成24年度に読書週間の企画として岩国市図書館で作成した読書記録ノート。家族で、夫婦で、1人で、とさまざまなシーンに対応できるよう4種類を作成しました。

5 連携のための取組・成果

(1) 小学校・中学校・高校図書館部会と学校教育課、市図書館を交えた連絡会

- ・中学校図書館部会と中央図書館で連絡会を実施。平成 25 年度は、小学校図書館部会での図書修理研修へ図書館職員を講師として派遣しました。

(2) 関係各課による子供の読書活動推進に関する活動について、情報の共有と協力を図るためのネットワーク確立を図る

- ・子どもの読書活動推進計画検証会議を、年 1 回開催しました。関係各課が集まり、計画の実施状況等について報告、検証し、子供の読書活動推進に関する情報交換を行いました。

(3) 行事や研修会等の共同開催

- ・平成 21・22 年度は、中央図書館にて中学校図書館部会の研修を兼ねた講演会を共同開催しました。

(4) 子供の読書活動に関わるボランティア・民間団体・書店・PTA等との協働

- ・中央図書館発行のブックリストを市内書店に配布しています。
- ・平成 22 年度に読み聞かせボランティア交流会を実施しました。

(5) 子供の読書活動に関わるすべての関係機関・関係団体が読書活動の推進を図り、情報を共有するための推進体制の整備

- ・生涯学習市民講座イカルの読み聞かせ講習会へ中央図書館から講師を派遣しました。
- ・子育て支援事業の一環として読書活動の推進を図るため、各地区乳幼児学級でのおはなし会へ図書館職員を講師として派遣しました。
- ・こども支援課発行の子育て支援カレンダーに図書館でのおはなし会や子供向け行事の日程を掲載しています。
- ・平成 23 年 7 月より、関係各課とボランティアが連携してブックスタート事業を実施しています。また、岩国市ブックスタート事業運営協議会を毎年開催しています。
- ・「岩国市子どもの読書活動推進計画（第二次）」に基づいて、前年度子供の読書環境整備のため取り組んださまざまな活動をパネル等にして、岩国市役所及び中央図書館で展示しました。

参考資料 第二次期間における方策の数値目標達成状況

(平成26年度は、未集計部分あり)

(1) 家庭・地域における子供の読書活動の推進

○読書活動に関する情報提供と理解の促進

指標 『いわくにっこ』における関連記事の取扱数 [生涯学習課]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目 標 | 8 | 8 | 8 | 9 | 9 |
| 実 績 | 3 | 1 | 4 | 7 | |

指標 子育て支援センターにおける毎月のおたよりの発行回数

[こども支援課]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目 標 | 12 | 12 | 12 | 13 | 13 |
| 実 績 | 12 | 12 | 12 | 12 | |

○読み聞かせ等の読書活動の充実

指標 子育て支援センターにおける絵本の読み聞かせ、おはなし会等の活動

[こども支援課]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目標回数 | 335 | 335 | 338 | 338 | 340 |
| 実施回数 | 283 | 286 | 278 | 275 | |
| 目標人数 | 13,790 | 13,820 | 13,850 | 13,850 | 13,880 |
| 参加人数 | 11,380 | 12,706 | 12,919 | 11,897 | |

(2) 幼稚園・保育所における子供の読書活動の推進

○幼稚園教諭や保育士の研修への積極的参加

職員研修の場へ積極的な参加に努めます。

指標 研修回数 [こども支援課]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 目標数(幼稚園) | 45 | 45 | 48 | 48 | 48 |
| 実施数(幼稚園) | ※ | ※ | ※ | ※ | |
| 目標数(保育所) | 8 | 10 | 10 | 12 | 12 |
| 実施数(保育所) | 8 | 2 | 10 | 8 | |

※・・・未集計

○保護者に向けた啓発活動の充実

指標 園だよりなど広報による情報提供 発行回数 [こども支援課]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------|
| 目標数（幼稚園） | 110 | 110 | 115 | 115 | 120 |
| 実施数（幼稚園） | 185 | 234 | 279 | 318 | |
| 目標数（保育所） | 100 | 100 | 105 | 105 | 110 |
| 実施数（保育所） | 185 | 234 | 279 | 318 | |

指標 保護者向け啓発活動 実施回数 [こども支援課]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----------------|-----------|-----------|------------|-----------|------|
| 目標数（幼稚園） | 150 | 155 | 155 | 158 | 158 |
| 実施数（幼稚園） | ※ | ※ | ※ | ※ | |
| 目標数（保育所） | 20 | 20 | 23 | 25 | 25 |
| 実施数（保育所） | 76 | 73 | 127 | 53 | |

※・・・未集計

(3) 学校における子供の読書活動の推進

○教員による読書指導の充実

全校一斉読書活動の充実

指標 全校一斉読書活動実施公立小中学校数 [学校教育課]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
| 目 標 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 |
| 実 績 | 49 | 46 | 48 | 47 | |
| 学校数 | 54 | 52 | 52 | 51 | |

○学校図書館蔵書の充実

指標 学校図書館図書標準を満たした公立小中学校数 [学校教育課]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
| 目 標 | 33 | 36 | 39 | 42 | 45 |
| 実 績 | 25 | 29 | 34 | 30 | |

○魅力ある学校図書館の運営

学校図書館の広報活動

指標 図書委員会だより、図書館だより等を発行している公立小中学校数

[学校教育課]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
| 目 標 | 21 | 23 | 25 | 27 | 29 |
| 実 績 | 26 | 23 | 24 | 28 | |

児童・生徒の興味関心を高める学校図書館の運営

指標 推薦図書や話題書コーナーなどを設置している公立小中学校数

〔学校教育課〕

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目 標 | 35 | 37 | 39 | 41 | 43 |
| 実 績 | 52 | 48 | 34 | 47 | |

○図書館、地域との連携

指標 読書活動に関わるボランティアを受け入れている公立小中学校数

〔学校教育課〕

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目 標 | 25 | 27 | 29 | 31 | 33 |
| 実 績 | 24 | 27 | 27 | 30 | |

(4) 公立図書館における子供の読書活動の推進

○資料の充実

指標 児童書購入冊数

〔中央図書館〕

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----|--------|-------|-------|--------|-------|
| 目 標 | 7,000 | 7,100 | 7,200 | 7,300 | 7,400 |
| 実 績 | 10,216 | 7,757 | 8,175 | 10,027 | |

○団体貸出制度の充実

幼稚園・保育所へは長期貸出サービスを継続して行います。

指標 貸出件数及び冊数

〔中央図書館〕

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標件数 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 実績件数 | 19 | 20 | 24 | 28 | |
| 目標冊数 | 3,000 | 3,200 | 3,300 | 3,400 | 3,500 |
| 実績冊数 | 3,430 | 3,743 | 4,550 | 5,261 | |

○おはなし会ボランティアの養成・育成

指標 講座回数

〔中央図書館〕

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目 標 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実 績 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

○子供と本を結ぶための活動

指標 おはなし会等の活動

[中央図書館]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 目標回数 | 190 | 192 | 194 | 195 | 196 |
| 実施回数 | 201 | 189 | 165 | 160 | |
| 目標人数 | 2,900 | 2,910 | 2,920 | 2,930 | 2,940 |
| 参加人数 | 2,234 | 2,070 | 1,772 | 1,789 | |

○乳幼児サービスの充実

指標 乳幼児向けおはなし会等の活動

[中央図書館]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 目標回数 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 |
| 実施回数 | 69 | 83 | 87 | 88 | |
| 目標人数 | 1,415 | 1,420 | 1,425 | 1,430 | 1,435 |
| 参加人数 | 1,750 | 1,706 | 2,157 | 1,846 | |

○外国人の子供たちへのサービス

指標 外国語資料購入冊数

[中央図書館]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
| 目 標 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 実 績 | 42 | 16 | 26 | 42 | |

○ヤングアダルトコーナーの充実

指標 ヤングアダルト図書購入冊数

[中央図書館]

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------|
| 目 標 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 実 績 | 352 | 337 | 374 | 367 | |

第4章 計画の内容

1 子供の読書活動推進のための施策

(1) 家庭・地域における子供の読書活動の推進

子供の読書習慣は日常の生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われる必要があります。

まず、保護者が配慮・率先して子供の読書活動の機会を充実させるとともに、読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが肝要です。そのために、家庭においては、読み聞かせをしたり子供と一緒に本を読んだり図書館に出向いたりするなど、子供が読書に親しむきっかけの工夫や読書への興味や関心が高まるよう、保護者の読書活動に対する理解の促進が重要です。また、就寝前の絵本の読み聞かせや児童・生徒とともに保護者も読書の時間を設けることなど、家庭で読書活動を実践していくための啓発活動や情報提供を行います。

地域においては、子育て支援拠点である子育て支援センターや、住民にとって身近な社会教育施設である公民館等で、子供の読書活動を進めるためのさまざまな事業が行われています。また、子育てサークル、放課後子供教室、放課後児童教室等子育て関係団体や事業においても、子供の読書活動を進めるための環境が整えられつつあり、引き続き、家庭や地域の関係団体等の連携により、子供の読書活動が一層推進されていくように努めます。

【 岩国市の現状と課題 】

アンケート結果（資料編1）によると、岩国市においては、普段から保護者が子供に対して読み聞かせを行う家庭が約64%あり、前回調査より1割程度減少しています。そのため、効果的な読書活動を進めるための情報提供等を行うことが、家庭における読書活動推進の課題の一つとなります。

一方、地域においては、子育て支援センターや公民館等の施設で、子供の読書活動の推進に関する事業が、行政や民間の関係団体等で実施されているほか、ボランティアの運営による3つの地域文庫と2つの私設文庫（家庭文庫）により、本の貸出しやおはなし会等の地道な活動が続けられています。子供の読書活動を一層推進していくため、こうした事業や活動を、対象者である子供や保護者に周知徹底していくことが、地域における読書活動推進の課題の一つとなります。

そこで、今後、家庭・地域における子供の読書活動をより一層推進していくために、こども支援課、健康推進課、教育センター、生涯学習課、中央図書館等、関係部署が連携して、家庭や地域において、積極的に子供の読書活動を進めていけるような機運を盛り上げる施策を推進していかなければなりません。

また、行政が地域の関係団体等と連携しながら、さまざまな場所で気軽に子供の読書活動を進めていけるよう、各地域におけるハード・ソフト両面での環境整備や広報活動の充実を行っていくことが必要となります。

【 目 標 】

- ① 家庭における読書習慣の形成
- ② 地域における読書活動の推進

【 方 策 】

① 家庭での読書活動の実践 [生涯学習課] [中央図書館]

子供に読書活動の楽しさや、読書によってもたらされる豊かな心を育む時間を家庭で分かち合うことを大切にします。さまざまな機会を利用して、保護者自身が読書に親しみ、その楽しさを伝えたり、家族と一緒に本を読む時間をつくったりするような呼びかけを行います。

また、子育て学習会を通じて、保護者が子供の読書の喜びと必要性を感じ、読書習慣を身につけることができるような啓発を行うことによって、家庭での読書活動を促します。

② 読書活動に関する情報提供と理解の促進

[こども支援課] [健康推進課] [生涯学習課] [中央図書館]

保護者に、読書の重要性を認識し、理解を深めてもらうとともに、子供の読書活動を推進していくための情報提供を、こども館等が発行する情報紙や『いわくにっこ』等の各種のお知らせやインターネット等を通じて行うほか、子育て支援センターなど子育てに関係する機関が協力して、読書活動の重要性を啓発し、読書活動への理解を促します。

指標 『いわくにっこ』における関連記事の取扱数 [生涯学習課]

| 年 度 | 現状 (H25) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目 標 | 7 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |

指標 子育て支援センターにおける毎月のおたよりの発行回数

[こども支援課]

| 年 度 | 現状 (H25) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目 標 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |

③ 読み聞かせ等の読書活動の充実

[こども支援課] [健康推進課] [生涯学習課]

子育て支援センターや公民館等の施設において、市民活動支援センター*登録団体や学校などで活動している民間読書ボランティア団体等の読み聞かせ、読みあいやおはなし会などの活動を支援することにより、地域における読書活動を推進していきます。また、子育て中の親子などがよく利用する施設等に児童図書を備え付け、あらゆる機会を利用した読み聞かせ等を実施して読書活動の充実に努めます。

指標 子育て支援センターにおける絵本の読み聞かせ、おはなし会等の活動
〔こども支援課〕

| 年 度 | 現状 (H25) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目標回数 | 275 | 300 | 300 | 310 | 310 | 320 |
| 参加人数 | 11,897 | 12,000 | 12,000 | 12,100 | 12,100 | 12,300 |

④ 子育てサークル等の取組の促進

〔こども支援課〕〔生涯学習課〕〔中央図書館〕

行政の関係機関が連携して、ブックリストやイベント情報等の提供や啓発活動を通じ、子育て関係サークル、放課後子供教室、放課後児童教室において、おはなし会等の読書活動が推進されるよう促します。



こども館にっこり広場でのおはなし会

*市民活動支援センター：市民が参加する地域づくり・まちづくりといったコミュニティ活動やボランティア活動、スポーツ・文化活動等に対し、その活動をより充実させるための情報収集や提供、相談等の支援を行うところ。いわくに市民活動支援センターは、岩国中央公民館3階にあります。

(2) 幼稚園・保育所における子供の読書活動の推進

幼稚園教育要領（平成20年3月文部科学省制定）や保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）では、「絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像をする楽しさ味わう。」という内容が示されています。

また、子供の読書習慣の形成には、乳幼児期における絵本や物語に親しむ活動の充実とそのための環境整備が非常に重要です。

幼稚園教諭・保育士及び友達とのコミュニケーションや遊びの中で本と出会う機会を作ることによって本への興味を引き出すことができます。特に保育の場では仲間とともにおはなしの世界を楽しむ体験には家庭での一対一の読みあいとは異なる価値があり、子供の心の成長にとって貴重なものです。

そこで、幼稚園・保育所においては、未就園児も対象に入れ、乳幼児期から本と触れ合うきっかけづくり等の取組の充実を図ります。

【 岩国市の現状と課題 】

幼稚園・保育所では乳幼児期における絵本の読み語りの重要性が十分認識され、日常的に絵本や紙芝居等のおはなし会が行われています。また、園からの絵本の紹介など読書に対する関心を高めてもらうために、保護者に向けての啓発も行っていますが、まだ、十分には絵本に対する重要性や楽しさを知らせることはできていません。保護者の絵本に対する意識や知識を高め、一緒に読書を楽しむことの重要性を知らせる手段を検討する必要があります。

日常の園での生活、行事や遊びの中に絵本を取り入れる工夫をして本の面白さ、楽しさを実感できるような環境を整えていく取組が大切です。また、そのために、幼稚園教諭・保育士が研修等に参加して技能を高めるような取組をしていく必要があります。

【 目 標 】

- ① 幼稚園・保育所での本とふれあうきっかけづくり
- ② 幼稚園教諭・保育士の積極的な研修への参加
- ③ 読書の重要性について家庭への理解の促進

【 方 策 】

① 幼稚園・保育所でのおはなし会活動の充実 [こども支援課][学校教育課]

日々のおはなし会を通じて子供が読書の楽しさと出会うきっかけづくりを促進します。発達段階や障がいのある子供の状況に応じた図書の充実を図るとともに、子供たちが落ち着いて本に触れることができるようなスペースが確保できるよう促します。

② 幼稚園教諭・保育士の研修への積極的な参加

[こども支援課][学校教育課]

職員研修の場へ積極的な参加に努めます。

指標 幼稚園における研修回数

(幼稚園関係研修・園内研修等の延べ人数)

| 年 度 | 現状 (H25) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------|----------|------|------|------|------|------|
| 目 標 数 | 18 | 20 | 20 | 21 | 21 | 22 |
| 参加人数 | 126 | 150 | 150 | 174 | 174 | 198 |

指標 保育所における研修回数

(保育士会・自主研修・各園での研修等の延べ人数)

| 年 度 | 現状 (H25) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------|----------|------|------|------|------|------|
| 目 標 数 | 10 | 12 | 13 | 13 | 14 | 14 |
| 参加人数 | 350 | 386 | 400 | 400 | 436 | 472 |

③ 保護者に向けた啓発活動の充実 [こども支援課] [学校教育課]

乳幼児期から絵本や物語に親しむことの大切さを理解し、関心を高めるため、絵本の紹介・絵本の貸出し・おはなし会の開催・子育て支援教室の開催・参観日・園だよりを通じて情報提供を行うなど、家庭における読み聞かせの実践に役立つような保護者向けの啓発活動を進めます。

指標 園だより等による情報提供 発行回数

(園だより・クラスだより・〇〇通信等)

| 年 度 | 現状 (H25) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-----------|----------|------|------|------|------|------|
| 目標数 (幼稚園) | 293 | 300 | 320 | 340 | 360 | 380 |
| 目標数 (保育所) | 280 | 300 | 300 | 320 | 320 | 340 |

指標 保護者向け啓発活動 実施回数 (〇〇歳の会・〇〇支援教室等)

| 年 度 | 現状 (H25) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-----------|----------|------|------|------|------|------|
| 目標数 (幼稚園) | 267 | 270 | 275 | 280 | 285 | 290 |
| 目標数 (保育所) | 53 | 60 | 62 | 64 | 64 | 64 |

※ 平成25年度 幼稚園24園うち認定こども園*3園 保育所32所
 平成26年度 幼稚園24園うち認定こども園6園 保育所33所
 平成27年度 幼稚園24園うち認定こども園7園(予定) 保育所33所

*認定こども園：保育所及び幼稚園における小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設で、都道府県知事が条例に基づき認定します。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設です。

(3) 学校における子供の読書活動の推進

子供のよりよい読書習慣を形成していく上で、学校の担う役割は一層重要になっています。

「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第21条第5項においては、義務教育として行われる普通教育の目標の中に、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。また、平成20年及び21年に公示された学習指導要領においても、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することが示され、このような活動の基礎としての読書活動の充実が一層求められています。

山口県においては、「山口県子ども読書活動推進計画（第3次計画）」で、学校の取組として、朝の読書活動等の一斉読書活動の奨励、小学校における読書習慣の定着のための「『食事、運動・遊び、読書』90日元気手帳」^{*1}の活用等による読書指導の充実、新聞の配備を含めた学校図書館の整備・充実、司書教諭^{*2}及び学校司書^{*3}の配置と資質の向上、地域や民間団体による学校支援、障がいのある子供の読書活動の推進等の取組を通して、学校における読書活動の一層の充実を図っていくこととされています。

このように、子供一人ひとりの読書活動を支援し、読書指導を充実するためには、読書の量を増やすこととともに、その質を高めていくことが必要です。そのために、積極的な環境整備や学習指導要領の趣旨を踏まえた指導の充実に、学校全体での組織的な取組を推進していきます。

【 岩国市の現状と課題 】

子供のよりよい読書習慣づくりのために、小中学校においては、全校、学年、学級等において、一斉での読書時間を設けたり、各教科等の学習において、学校図書館の資料等を活用した調べ学習を取り入れたりするなど、学校の教育活動全体を通して、子供が本や図書館に親しむ機会を増やす取組を進めてきました。また、学校図書館への新聞の整備についても徐々に広がってきており、より幅広い資料活用が可能になってきました。

特別支援学級における読書指導についても、児童生徒の実態に応じた選書や、読み聞かせ、読書指導が行われています。

小・中学校教職員の研修組織である岩国市・和木町教育研究会の学校図書館部会においても、読書感想文・感想画コンクールの開催等の活動を通して、読書活動の啓発に努めています。

このような、諸活動を通して、主体的に読書に取り組み、よりよい読書習慣の形成を図るための、読書指導の一層の充実が期待されるところです。

子供が自ら学びを進めることのできる場として、また、学習情報センターとして、学校図書館の機能を強化するために、学校図書館の図書整備に努めてきました。

学校図書館図書標準^{*4}を達成している学校数は、平成26年度当初で、小学校

34校中21校、中学校15校中9校、計30校と伸びており、一層の充実を図っていきたいと考えています。

図書委員会だよりや図書館だより等の情報発信や、子供の主体的な取組による読書活動推進をはじめ、司書教諭の発令、読書活動推進員の配置等により、魅力ある学校図書館の運営を進めてきました。

12学級以上の学校で発令されてきた司書教諭については、現在11学級以下の学校での発令も進んでおり、学校図書館の計画的な運営が進んできています。

読書活動推進員は、平成26年度10名を小学校17校に配置しており、話題図書・推薦図書コーナーや関連図書コーナー、ポップづくり等の創意工夫ある取組により、子供の興味関心を高め、何度も利用したくなるような環境づくりが進められています。

司書教諭の発令の促進及び読書活動推進員の増員を図り、魅力ある学校図書館づくりの一層の推進を図るとともに、研修機会を充実させ、質的な向上を図っていくことも重要になります。

また、マルチメディアデイジー図書^{*5}等、新たな情報媒体に対応した読書環境の整備についても計画的な取組が必要と考えています。

コミュニティ・スクール^{*6}や地域協育ネット^{*7}の推進を通して、地域とともにある学校づくりが推進される中、学校の読書活動への地域人材の参画が進んできています。子供への読み聞かせ等の活動にとどまらず、蔵書の管理や修繕、運営等への積極的な参画も増えており、本や学校図書館に親しむ機会が充実してきています。

地域の学校として、学校・家庭・地域が一体となった学校図書館運営や読書活動の充実を一層進め、生涯にわたる読書習慣の形成を図っていきたいと考えます。

*1 『食事、運動・遊び、読書』90日元気手帳：子供たちが主体的に「食事」「運動・遊び」「読書」に取り組むことにより望ましい生活習慣を身に付けていくことを目指して、山口県教育委員会が県内の全ての小学生を対象に作成した手帳です。

*2 司書教諭：学校図書館法に規定された、司書教諭の資格を持つ教諭です。校内において、学校図書館の機能を教育課程に位置付ける中核的役割を担います。

*3 学校司書：学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館に関する業務を担当する、教員を除く常勤又は非常勤の職員です。

*4 学校図書館図書標準：各学校の学級数によって定められた学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数です。

*5 マルチメディアデイジー図書：デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、開発と維持が行われており、専用の機械やパソコンにソフトウェアをインストールして再生をすることができます。

*6 コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、協働しながら子供たちの豊かな成長を支える仕組みです。

*7 地域協育ネット：子供たちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための中学校区を一まとまりとした仕組みです。

【 目 標 】

- ① 読書活動・学習活動の充実
- ② 学校図書館蔵書の充実
- ③ 魅力ある学校図書館の運営
- ④ 図書館・地域との連携

【 方 策 】

① 教員による読書活動の充実 [学校教育課]

子供一人ひとりが適切な時期に適切な本に出会うとともに、全校一斉での読書活動や、学校図書館や学級文庫を利用した学習活動等、本に触れることのできる場づくりを進めます。

全校一斉読書活動の充実

指標 全校一斉読書活動実施公立小中学校数

| 年 度 | 現状 (H25) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-----|----------|------|------|------|------|------|
| 目 標 | 48 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 |

② 学校図書館蔵書の充実 [学校教育課]

児童生徒自らの学びを進める場として、また、学習情報センターとして、学校図書館の機能を十分発揮することができるよう、図書を整備を図ります。

学校図書館蔵書の充実

指標 学校図書館図書標準を満たした公立小中学校数

| 年 度 | 現状 (H25) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-----|----------|------|------|------|------|------|
| 目 標 | 30 | 34 | 38 | 42 | 46 | 49 |

③ 魅力ある学校図書館の運営 [学校教育課]

子供たちが思わず立ち寄りしたい、利用したいと思える学校図書館の運営を目指します。

学校図書館の広報活動

指標 図書委員会だより、図書館だより等を発行している公立小中学校数

| 年 度 | 現状 (H25) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-----|----------|------|------|------|------|------|
| 目 標 | 30 | 34 | 38 | 42 | 46 | 49 |

児童生徒の興味関心を高める学校図書館の運営

指標 推薦図書や話題書コーナー等を設置している公立小中学校数

| 年 度 | 現状 (H25) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-----|----------|------|------|------|------|------|
| 目 標 | 48 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 |

④ 図書館、地域との連携 [学校教育課][中央図書館]

『岩国市図書館サービスハンドブック』等の活用促進を通して、図書館との連携を図ります。また、学校の読書活動や学校図書館運営等への地域人材の参画を通して、学校・家庭・地域が一体となって子供の読書習慣の形成を図ります。

図書館、地域との連携

指標 読書活動に関わるボランティアを受け入れている公立小中学校数

| 年 度 | 現状 (H25) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目 標 | 31 | 34 | 38 | 42 | 46 | 49 |

※ 平成 26 年度 公立小中学校数 小学校 34 校、中学校 15 校、計 49 校



岩国市立通津小学校の読書活動（読書の木が育っていきます。自分が読んでおもしろかった本をみんなに紹介します。）

(4) 公立図書館における子供の読書活動の推進

図書館は、子供が自由に読書をすることを保障し、地域における子供の読書活動推進の中核的な役割を担っています。

市図書館では、市内すべての子供が、読みたい本を手にとることができるよう、7図書館、1分室と自動車図書館2台、2箇所のサービスポイント*1で、市内全域サービスを行っています。

子供の豊かな読書体験や、継続的に読書に親しむ機会を提供するため、施設整備や図書資料の充実を図り、本選びや調べ物をサポートする児童サービスのための専門的職員（司書）を配置し、催しや読書推進の広報等を行います。

また、子供の読書習慣形成に重要な役割を担う保護者のために、子供と一緒に、あるいは、自分自身で、読書を楽しむきっかけづくりに努めます。さらに、学校・幼稚園・保育所、読書活動に関わるボランティア、関係機関等と連携を深め、地域の読書活動の推進に努めます。

【 岩国市の現状と課題 】

市図書館では、児童サービスの重要性を認識して、さまざまな事業を展開してきました。おはなし会の実施、各種講演会・講座の開催、ブックリストの作成配布などによって、子供たちに読書の楽しさ、大切さを伝えています。館外へも出向き、乳幼児学級等でおはなし会を実施し、本の魅力を伝えるとともに、図書館の利用を促しています。類縁機関への支援として、幼稚園・保育所へ絵本の長期貸出サービスを実施しています。市内小中学校に配布している『岩国市図書館サービスハンドブック』は、新たに「幼稚園・保育所向け」と「高校向け」を作成し、学校や幼稚園・保育所の図書館利用を促しています。

また、市内全域へのサービスとして、図書館未設置地域である美川・本郷地区には、サービスポイントでの資料提供のほか、自動車図書館の巡回も開始しました。そして平成26年度には、本郷ふるさと交流館の図書室開設に係る支援をしました。今後は、サービスの存続のために老朽化した自動車図書館の更新が必要となってきます。

さらに、平成23年7月には、ブックスタート事業を開始し、全ての子供が本と出会える機会を設けました。この事業を通して、保護者の方が、小さい子供も本に興味を持つことを知る良い機会がつくられています。また、中央図書館に授乳室を設けたり、『ちいさいお子さん連れの方のための図書館利用案内』を配布したり、ハード面・ソフト面での整備を進めています。

今回行った児童・生徒向けアンケート調査では、「読書が好き」と回答している子供が小学生から高校生までも多くいました。その一方で、年齢が上がるとともに読書から遠ざかる子供が増えていきますが、「身近に楽しい本があると読書ができる」子供が多いことが分かりました。ブックスタートを受けた保護者へのアンケートでは、ブックスタートを継続してほしいという回答がほとんどでした。今後は、ブックスタートで本に親しんだ子供たちへの発達段階に応じたフォロー

アップが必要となってくると考えられます。また、ブックスタートを受けた方が図書館に関心を持ち、その後の利用につながるよう広報活動にも力を入れていく必要があります。

【 目 標 】

- ① すべての子供に本と接する機会を提供し、読書の楽しさを伝える
- ② 子供に読書の楽しさを伝えていくために大人の意識改革を図る
- ③ 市内全地域で等しく本と出会える環境の整備・充実
- ④ 図書館活動に関する広報・情報発信の充実

【 方 策 】

① 職員体制の充実 [中央図書館]

中央図書館に、専任の児童サービス担当職員を配置するとともに、全ての職員の研修の機会を確保します。

② 資料の充実 (資料とは、図書、紙芝居、コミック、雑誌を含む)

[中央図書館]

児童書を充実します。

指標 児童書購入冊数

| 年 度 | 現状 (H25) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目 標 | 10,027 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |

※平成 25 年度は、長期貸出用図書充実のため絵本を重点的に多く購入しました。

③ 団体貸出制度の充実 [中央図書館]

学校・幼稚園・保育所・放課後児童教室・読み聞かせ団体への団体貸出制度を充実します。

『岩国市図書館サービスハンドブック』を「幼稚園・保育所向け」、「小学校向け」、「中学校向け」「高校向け」に作成し、配布します。

幼稚園・保育所へは長期貸出サービスを継続して行います。

指標 団体貸出件数及び冊数

(学校・幼稚園・保育所・放課後児童教室・読み聞かせ団体)

| 年 度 | 現状 (H25) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目標団体数 | 302 | 310 | 315 | 320 | 320 | 320 |
| 目標冊数 | 58,481 | 59,000 | 59,500 | 60,000 | 60,000 | 60,000 |

④ 子供と本を結ぶための活動 [中央図書館]

各館でおはなし会、ブックトーク、ストーリーテリング*2等を定期的に行い

ます。また、絵本作家等外部講師によるおはなし会等を開催します。

指標 子供と本を結ぶための活動回数、参加人数

| 年 度 | 現状 (H25) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標回数 | 254 | 260 | 260 | 260 | 260 | 260 |
| 目標人数 | 4,013 | 4,050 | 4,050 | 4,050 | 4,050 | 4,050 |

展示コーナー等を設置して、地域文化に関する本及び季節や話題の本を手に取りやすいようにします。

指標 本の展示件数

| 年 度 | 現状 (H25) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目 標 | 164 | 190 | 200 | 200 | 200 | 200 |

⑤ おはなし会ボランティアの養成・育成 [中央図書館]

図書館で行うおはなし会のボランティア養成・育成を行います。そのため、講座等を定期的で開催します。

⑥ 講演会等の開催による啓発活動 [中央図書館]

子供の読書の重要性をすべての人に理解してもらい、読書環境を整備する必要性を認識してもらうために、講座、講演会、PR活動を定期的に行います。

⑦ 自動車図書館の巡回 [中央図書館]

全域サービスを継続して行うため、老朽化した自動車図書館の更新を図ります。また、必要に応じてステーションの見直しや、新規募集を行います。

指標 学校・幼稚園・保育所等への巡回回数、貸出冊数

| 年 度 | 現状 (H25) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目標回数 | 688 | 715 | 715 | 715 | 715 | 715 |
| 目標冊数 | 66,371 | 66,500 | 66,500 | 66,500 | 66,500 | 66,500 |

※回数は、巡回カレンダーの巡回回数による。

⑧ 乳幼児へのサービス [中央図書館]

乳幼児向け行事の開催や親子で気兼ねなく利用できる環境整備に努めます。中央図書館で、毎月2回行っている「乳幼児の日」は引き続き行います。

⑨ ブックスタート事業の実施

〔健康推進課〕〔こども支援課〕〔生涯学習課〕〔高齢障害課〕〔中央図書館〕
関係各課と連携してブックスタート事業を実施します。

そのフォローアップとして、ブックスタートで本に興味を持った子供たちが
継続して本に親しめるように、成長段階に応じたブックリストを発行します。

⑩ 中高生へのサービス 〔中央図書館〕

中高生向けの資料の充実に努めます。

ヤングアダルトコーナーや、話題本の展示等で、コーナーの充実に努めてい
きます。

⑪ 障がいのある子供たちへのサービス 〔中央図書館〕

関係機関との連携を深め、図書館の利用が困難な子供たちへ図書館サービ
スの利用を促進します。また、点字絵本、布絵本の作成・貸出しに努めま
す。

⑫ 外国人の子供たちへのサービス 〔中央図書館〕

児童用外国語資料の充実や利用に向けてのPRに努めます。

⑬ 広報活動・情報提供 〔中央図書館〕

ホームページや『としょかんだより』、『広報いわくに』、マスコミ等を活用
し、情報提供を行います。

『新一年生にすすめる本』『夏休みに読んでみましょう』等のブックリスト
を定期的に発行し、おすすめ本を紹介します。

おすすめの本等の情報提供を増やし、子供向けホームページの内容を充実
します。

「子ども読書の日^{*3}」からはじまる「こどもの読書週間^{*4}」に子供が読書活
動を行う意欲が高まるよう、普及啓発を行います。

指標 図書館についての掲載媒体件数

| 年 度 | 現状 (H25) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-----|----------|------|------|------|------|------|
| 目 標 | 44 | 50 | 52 | 54 | 54 | 54 |

※同一媒体でも行事が違えば行事数でカウント。同一行事でも媒体が違えば媒対数でカウント。

*1 サービスポイント：図書館サービスを提供する拠点のこと。本館、分室、移動図書館以外で、地域の住民が
等しくサービスを受けることができるために設置された場所。

*2 ストーリーテリング：物語を覚えて子供たちに対して語り、「おはなし」「素ばなし」ともいいます。

*3 子ども読書の日：4月23日。子どもの読書活動推進に関する法律において、国民の間に広く子どもの読書活
動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められま
した。

*4 こどもの読書週間：（社）読書推進運動協議会が、毎年4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」
と定めて、子供の読書活動の普及・啓発を図っています。

2 連携のための施策

この計画の推進に当たっては、地域社会全体での取組が不可欠であり、子供に関わる施設、団体、子供を取り巻くすべての大人たちが、情報交換を密にし、連携することが必要です。

【 目 標 】

家庭・地域・学校・図書館・行政が連携協力し、子供の読書環境の整備を図ります。

【 方 策 】

- ① 小学校・中学校・高校図書館部会と学校教育課、市図書館を交えた連絡会・研修等を実施し、相互の情報交換と技術向上を図ります。
- ② ブックスタート事業等、発達段階に応じた読書活動について、関係各課による情報の共有と協力を図るためのネットワークの確立を図ります。
- ③ 行事や研修会等の共同開催を検討します。
- ④ 子供の読書活動に関わるボランティア・民間団体・書店・PTA等との協働を図ります。
- ⑤ 市図書館は、学校に対し、図書館見学・体験学習を受け入れ、廃棄図書頒布、学校図書館で解決困難なレファレンス*について支援します。
- ⑥ 子供の読書活動に関わるすべての関係機関・関係団体が読書活動の推進を図り、情報を共有するための推進体制を整備します。

*レファレンス：資料相談、参考調査、読書案内等。資料や情報を求めている利用者に対して、図書館員が当該資料や回答となる情報又は情報源を提示又は提供すること。またそれに関わる業務をレファレンスサービスといいます。

第5章 計画の実現のために

本計画に掲げられた各種施策を実現し、すべての子供たちがいつでも本や必要な情報を手にすることができるような環境を整備するためには、子供に関わるすべての大人が協力して取り組む必要があります。そのために、次のことを実施します。

- 1 この計画に関わる関係団体等が、情報交換を行い、計画を有効に実現していくための総合的な推進体制を整備します。
- 2 この計画の方策に定めた数値目標をもとに、定期的に関係部署が集まり検証し、見直しを行います。
- 3 子供の本や読書に関する情報を、広報やインターネット、ブックリスト等、さまざまな手段で発信していきます。
- 4 この計画に示した各種施策を実現していくため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

資 料 編

資料編 1 子供と読書に関するアンケート調査について

調査の概要

本調査は、「岩国市子どもの読書活動推進計画（第三次）」の策定に向け、子供の読書の現状と課題を把握することを目的として実施した。

1 児童・生徒向け調査

(1) 調査の目的

読書離れが進んでいると言われていた世代で、家庭や学校でどのような読書の方法を取っているのか。また、どのような方策をしたら、もっと読みたくなるのかを把握するため。

(2) 調査の方法

市内小学校 3 校、中学校 3 校、高校 2 校を通じて、配布・回収した。

小・中学校は、小規模校・中規模校・大規模校を各 1 校ずつ。

高校は、普通科高校と実業高校を各 1 校ずつ。

学年は、小学 4 年生、中学 2 年生、高校 2 年生。

実施校

小学校・・・美和西、由宇、岩国

中学校・・・高水、玖珂、川下

高校・・・岩国、岩国商業

(3) 調査期間

平成 26 年 7 月初旬から中旬

(4) 回答数

小学生 193 人

中学生 299 人

高校生 428 人

※ 今回の調査において、学校図書館に置いてある種類のマンガは、読書の対象としての本としました。

2 ブックスタートに関する調査

(1) 調査の目的

ブックスタート参加者のその後の読書環境を調査し、今後の読書活動推進の方策につなげていくため。

(2) 調査方法

岩国市保健センター及び岩国市こども館で、来館者（保護者）にブックスタートを受けたことがあるかを尋ねて、該当者に回答を求めた。

(3) 調査日

●岩国市保健センター

平成 26 年 7 月 24 日（木）、8 月 7 日（木）、28 日（木）、9 月 11 日（木）
（3 歳児健診時）

●岩国市こども館

平成 26 年 7 月～8 月

(4) 回答数 225 人



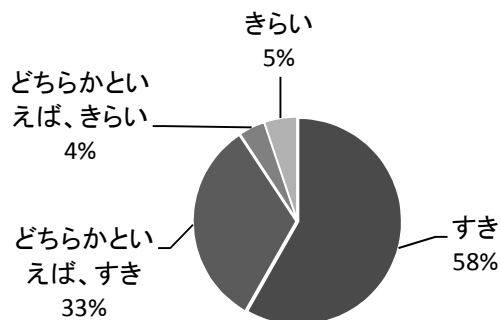
調査結果

※類似した記述回答は主なものにまとめました

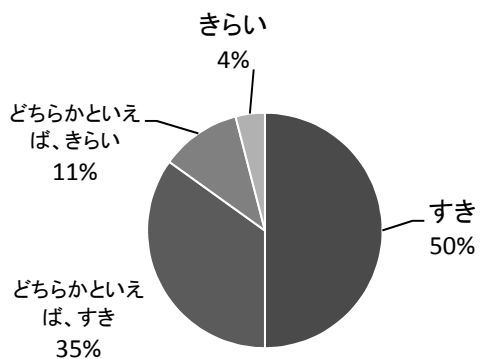
1 児童・生徒向け調査

Q1 読書（本を読むこと）が好きですか。

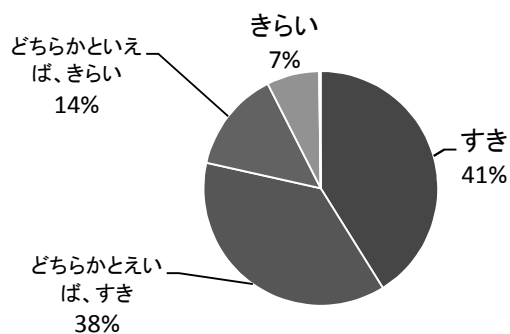
| | 人数 | 好き | どちらかといえば、好き | どちらかといえば、嫌い | 嫌い |
|------|-----|-----|-------------|-------------|----|
| 小学生計 | 193 | 113 | 62 | 8 | 10 |



| | 人数 | 好き | どちらかといえば、好き | どちらかといえば、嫌い | 嫌い |
|------|-----|-----|-------------|-------------|----|
| 中学生計 | 299 | 149 | 104 | 34 | 12 |



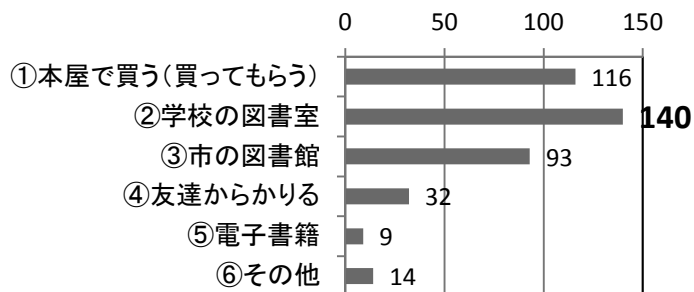
| | 人数 | 好き | どちらかといえば、好き | どちらかといえば、嫌い | 嫌い | 無回答 |
|------|-----|-----|-------------|-------------|----|-----|
| 高校生計 | 428 | 176 | 160 | 60 | 31 | 1 |



Q2 本を読みたいとき、どのように手にいれますか。

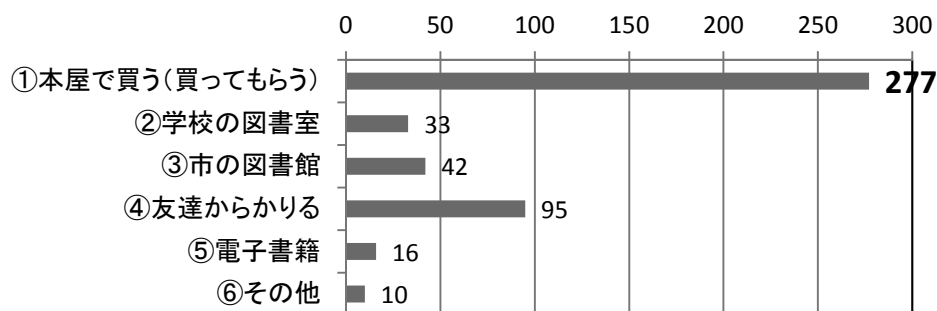
(あてはまるものに、いくつでも○をつけてください)

| | 人数 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|------|-----|-----|-----|----|----|---|----|
| 小学生計 | 193 | 116 | 140 | 93 | 32 | 9 | 14 |



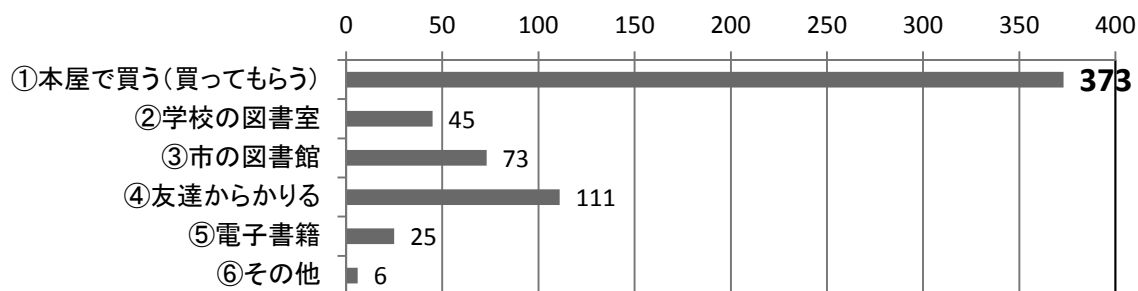
※その他・・・ ・家にある本 ・おばあちゃんからもらう
 ・いところかりる ・古本市

| | 人数 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|------|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 中学生計 | 299 | 277 | 33 | 42 | 95 | 16 | 10 |



※その他・・・ ・家にある本 ・マンガ本しか読まない
 ・兄弟から借りる

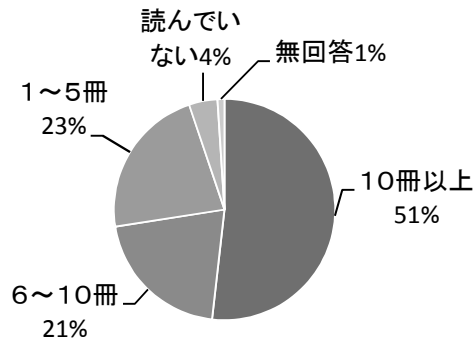
| | 人数 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
|------|-----|-----|----|----|-----|----|---|
| 高校生計 | 428 | 373 | 45 | 73 | 111 | 25 | 6 |



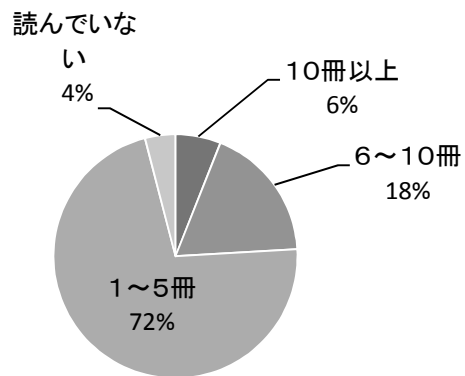
※その他・・・ ・先生から借りる ・ネット

Q3 1か月でどのくらい本を読みましたか。

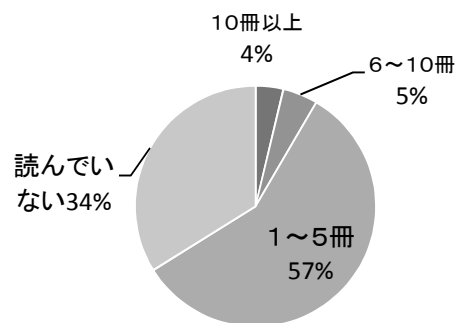
| | 人数 | 10冊以上 | 6～10冊 | 1～5冊 | 読んでいない | 無回答 |
|------|-----|-------|-------|------|--------|-----|
| 小学生計 | 193 | 100 | 40 | 43 | 8 | 2 |



| | 人数 | 10冊以上 | 6～10冊 | 1～5冊 | 読んでいない |
|------|-----|-------|-------|------|--------|
| 中学生計 | 299 | 18 | 54 | 215 | 12 |



| | 人数 | 10冊以上 | 6～10冊 | 1～5冊 | 読んでいない |
|------|-----|-------|-------|------|--------|
| 高校生計 | 428 | 16 | 21 | 247 | 145 |



Q 4 【Q 3で「④読んでいない」と答えた人へ】本を読まないのはなぜですか。
 (あてはまるものに、いくつでも○をつけてください)

| | (人) | | |
|------------------|-----|-----|-----|
| | 小学生 | 中学校 | 高校 |
| Q3で「④読んでいないと答えた人 | 8 | 12 | 145 |

| | | | |
|------------------|---|----|----|
| 読むのはつまらない | 1 | 6 | 25 |
| 友達と遊ぶ方が楽しい | 4 | 4 | 40 |
| いそがしい→理由はA～D(下記) | 8 | 11 | 84 |
| 何を読んだらいいのかわからない | 0 | 0 | 16 |
| 読みたい本が手に入らない | 3 | 2 | 13 |

いそがしい理由

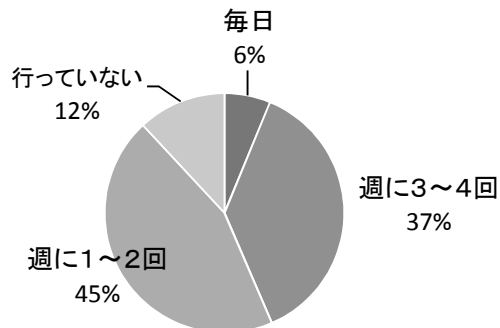
| | | | |
|---------------|---|---|----|
| A:勉強 | 2 | 1 | 31 |
| B:習い事・部活動 | 2 | 4 | 58 |
| C:ゲーム・テレビ・スマホ | 3 | 6 | 19 |
| D:その他→記述回答へ | 2 | 1 | 6 |

| | | | |
|----|-----|-----|-----|
| 人数 | 193 | 299 | 428 |
|----|-----|-----|-----|

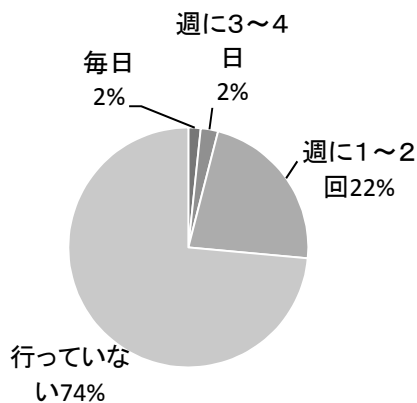
- ※その他 . . .
- ・パソコン (小学生)
 - ・めんどくさい (中学生)
 - ・いろいろ (高校生)
 - ・既に読んでいる本しか持っていない (高校生)
 - ・読もうと思わない (高校生)
 - ・本を読んだら眠くなる (高校生)
 - ・他にやりたいことがある (高校生)

Q5 1週間のうち何回くらい、学校の図書室に行きますか。

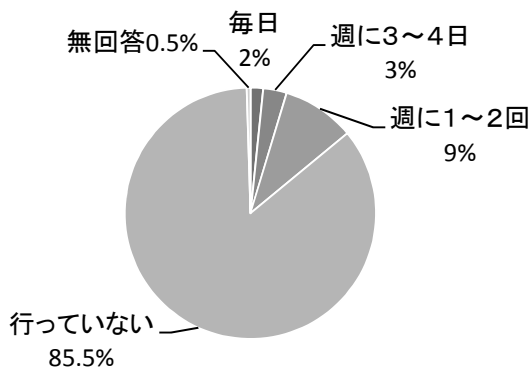
| (人) | | | | | |
|------|-----|----|------|------|--------|
| | 人数 | 毎日 | 3~4回 | 1~2回 | 行っていない |
| 小学生計 | 193 | 12 | 72 | 86 | 23 |



| (人) | | | | | |
|------|-----|----|------|------|--------|
| | 人数 | 毎日 | 3~4回 | 1~2回 | 行っていない |
| 中学生計 | 299 | 5 | 7 | 67 | 220 |



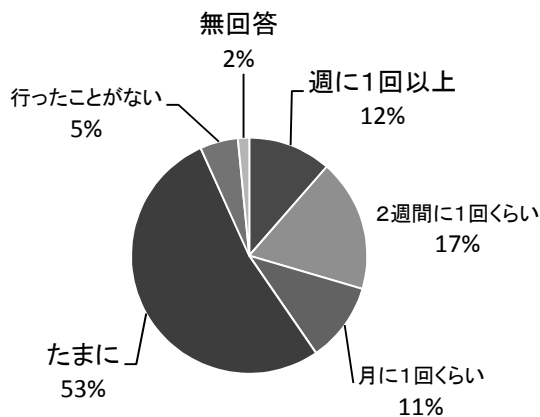
| (人) | | | | | | |
|------|-----|----|------|------|--------|-----|
| | 人数 | 毎日 | 3~4回 | 1~2回 | 行っていない | 無回答 |
| 高校生計 | 428 | 7 | 13 | 40 | 366 | 2 |



Q 6 市の図書館や自動車図書館に行っことはありますか。

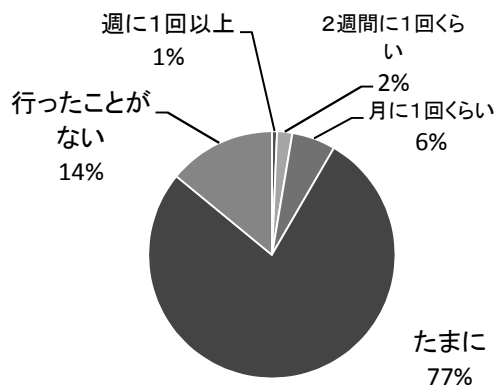
(人)

| | 人数 | 週に1回以上 | 2週間に1回 | 月1回 | たまに | 行ったことがない | 無回答 |
|------|-----|--------|--------|-----|-----|----------|-----|
| 小学生計 | 193 | 22 | 35 | 21 | 102 | 10 | 3 |



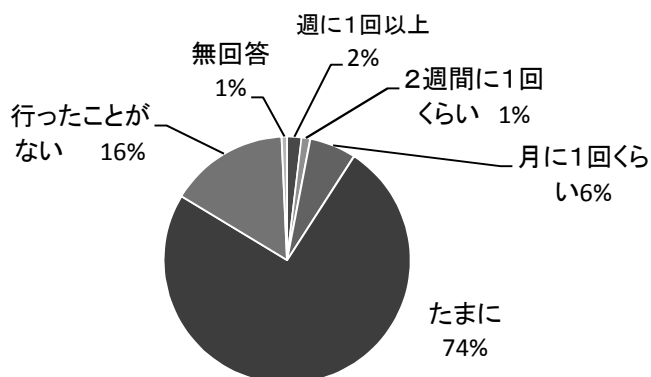
(人)

| | 人数 | 週に1回以上 | 2週間に1回 | 月1回 | たまに | 行ったことがない | 無回答 |
|------|-----|--------|--------|-----|-----|----------|-----|
| 中学生計 | 299 | 2 | 6 | 17 | 232 | 42 | |



(人)

| | 人数 | 週に1回以上 | 2週間に1回 | 月1回 | たまに | 行ったことがない | 無回答 |
|------|-----|--------|--------|-----|-----|----------|-----|
| 高校生計 | 428 | 8 | 5 | 26 | 319 | 67 | 3 |



Q7 【Q6で「⑤行ったことがない」と答えた人へ】
行ったことのない理由は何ですか。

(複数回答あり)

(人)

| | 小学校 | 中学校 | 高校 |
|---------------------|-----|-----|----|
| Q6で「⑤行ったことがない」と答えた人 | 10 | 42 | 67 |

| | | | |
|-----------------|---|----|----|
| 遠い | 2 | 8 | 22 |
| 図書館がどこにあるかわからない | 2 | 6 | 6 |
| 興味がない | 5 | 18 | 36 |
| いそがしい→理由は、記述回答へ | 5 | 7 | 12 |
| その他→記述回答へ | 1 | 6 | 4 |

| | | | |
|----|-----|-----|-----|
| 人数 | 194 | 300 | 428 |
|----|-----|-----|-----|

- ※いそがしい理由・
- ・友だちと遊んでいるから (小学生)
 - ・部活や習い事 (中学生)
 - ・委員会や給食 (中学生)
 - ・部活や宿題 (高校生)

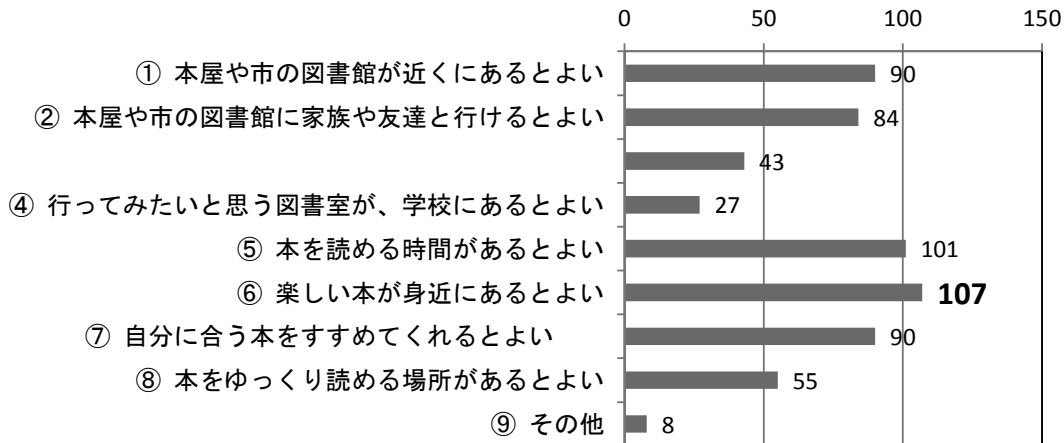
- ※その他・・・
- ・読まない (小学生)
 - ・図書館に読みたい本がないから (中学生) (高校生)
 - ・小学生がうるさいから集中して読めない (中学生)
 - ・本のジャンルが典型的なのしかないから (高校生)
 - ・行く理由がない (高校生)
 - ・めんどくさい (高校生)

Q8 どうしたら、もっと本を読みたくなりますか。

(あてはまるものに、いくつでも○をつけてください)

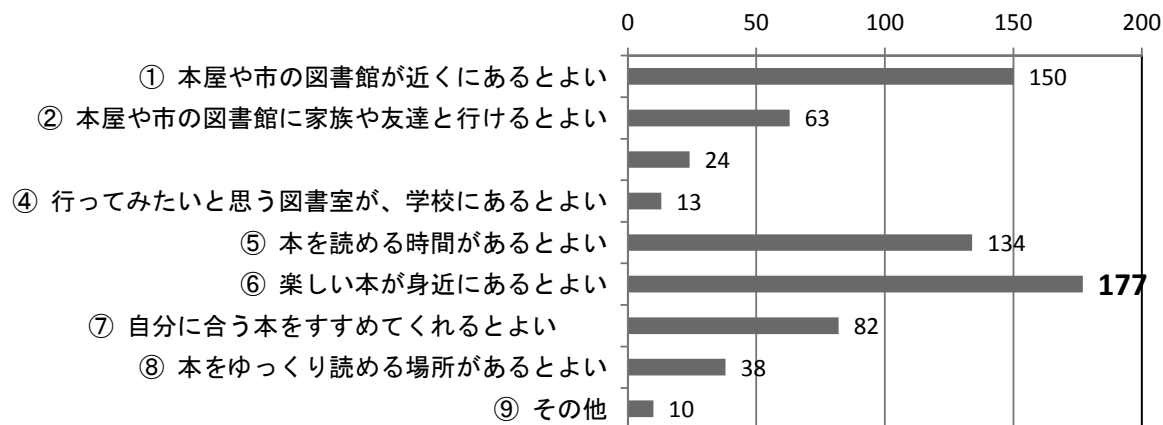
(人)

| | 人数 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|------|-----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|---|
| 小学生計 | 193 | 90 | 84 | 43 | 27 | 101 | 107 | 90 | 55 | 8 |



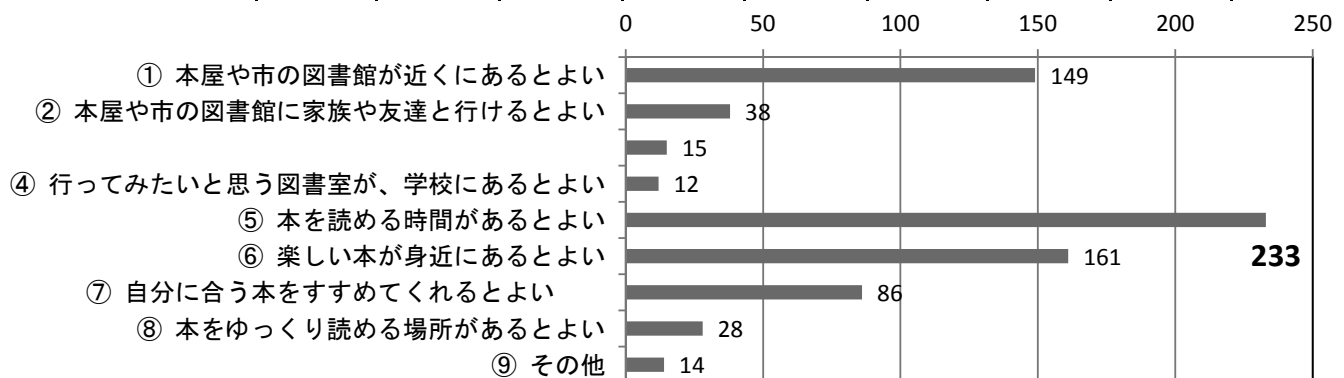
(人)

| | 人数 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|------|-----|-----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|
| 中学生計 | 299 | 150 | 63 | 24 | 13 | 134 | 177 | 82 | 38 | 10 |



(人)

| | 人数 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|------|-----|-----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|
| 高校生計 | 428 | 149 | 38 | 15 | 12 | 233 | 161 | 86 | 28 | 14 |



〈Q8の記述回答〉

③行ってみたいと思う図書館が、岩国市内にあるとよい

→ それはどんな図書館ですか？

小学生

- ・いろいろなおもしろい本があるところ
- ・どんな本でもある図書館
- ・6時ごろまであいている図書館
- ・フタバ図書のような図書館
- ・岩国図書館
- ・中央図書館
- ・みためがたのしそうな
- ・しずかでおちついて本にぴったりの風景
- ・しんわやこわいはなしがある図書館

高校生

- ・でっかい図書館
- ・貸借のシステムが簡単な図書館
- ・希望した図書が確実に手に入る図書館
- ・様々なジャンルの本がある
- ・カフェが併設されている
- ・飲食ができる図書館
- ・冷房が効いていて暑くない
- ・学習室が多い

中学生

- ・マンガばかりおいてある図書館
- ・いろいろな本が置いてある（ケータイ小説）
- ・一つのシリーズ専門店
- ・最近の本や興味がある本がたくさんある
- ・静かで好きな本がたくさんある
- ・勉強する時に参考にできる本
- ・私の好みの本がたくさんあるところ
- ・広い
- ・何が置いてあるかわかりやすい図書館
- ・売店がある
- ・本を買うことができる図書館
- ・いろいろな専門書があるところ
- ・堅苦しくなく勉強できる部屋がある

④行ってみたいと思う図書室が、学校にあるとよい

→ それはどんな図書室ですか？

小学生

- ・本がたくさんあって、静かなところ
- ・オリジナルティーがある図書室
- ・あたたかさのある図書室
- ・楽しい本がある
- ・すべての本がある
- ・全部の本がマンガ
- ・読んだ本のDVDがあるところ
- ・毎日か週に一回ぐらいすべての本をかえる
- ・岩国小学校

高校生

- ・いつもクーラーが効いている
- ・大量の本、様々なジャンルの本がある
- ・新刊が多い
- ・隣にカフェがある
- ・うるさい人がいない

中学生

- ・新しい本が多くある
- ・静かで本が多い
- ・文庫本がたくさんある
- ・有名な作者が書いた本がある
- ・店で売っている本がある
- ・いろいろな専門書があるところ

⑤本をゆっくり読める場所があるとよい → どんな場所ですか？

小学生

- ・見通しが良くて静かな図書館
- ・静かな場所
- ・1人用の部屋
- ・家
- ・何時間読んでも良い図書館
- ・すぐ本が取れる場所
- ・外
- ・自分の部屋
- ・ちょうどいい温度

中学生

- ・静かな場所
- ・自分だけの空間
- ・柔らかいソファがある
- ・図書館で友達と話しながら読める、飲食OK
- ・例えば、図書館みたいに静かなところ
- ・1人部屋
- ・うるさくなくて気温が良い
- ・自分が読みたい本がそろえてあるような図書館

高校生

- ・読書スペースがある図書館
- ・静かな場所
- ・PCカフェの本バー
- ・自然が多くて快適
- ・1人で読む空間
- ・涼しいところ

⑥その他

小学生

- ・自分をもっと読みたくなる本があると良い
- ・本の遊園地があるとよい
- ・読書の時間があつたらよい
- ・図書カードがたくさんあつたらよい
- ・好きな本のしゅるいがいっぱいあつたらよい
- ・自分をもっと読みたくなる本があるとよい

中学生

- ・個室
- ・古本屋が近くにあるといい
- ・マンガ、小説を増やしてほしい
- ・自分が好きなアニメの小説
- ・面白い本があるとよい
- ・また、そのことを知る情報源があるとよい
- ・シリーズがぬけなくそろっているとよい
- ・どうやっても読みたくならない

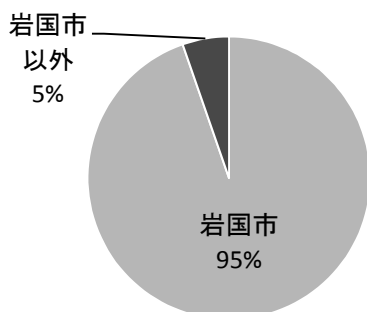
高校生

- ・古本屋が近くにあるとよい
- ・本の価格をもう少し安くしてほしい
- ・本を買うお金があるとよい
- ・授業の中で読める時間があるとよい
- ・珍しい本があれば読みたくなる
- ・学校で本を読みやすい空間を増やしたらいいと思う
- ・カフェと一緒にいる図書館や本屋
- ・どうしたら読みたくなるのかまったくわかりません

2 ブックスタートを受けられた方への調査

Q1 ブックスタートを受けられましたか。

| (人) | |
|----------|-----|
| 岩国市 | 213 |
| 他市町村で受けた | 12 |



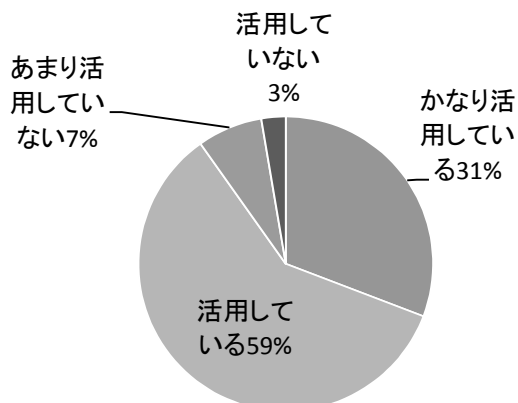
他市町村名（ブックスタートを受けた年齢）

沖縄県南風原町（1才6ヶ月）
 広島県三原市（1才）
 愛媛県新居浜市（6ヶ月）
 大阪市（1才）
 山陽小野田（1才）
 和木町（1才6ヶ月）
 周防大島町（1才）
 山口市（0才6ヶ月）
 下関市（1才6ヶ月）

〈年齢は、アンケートの回答による〉

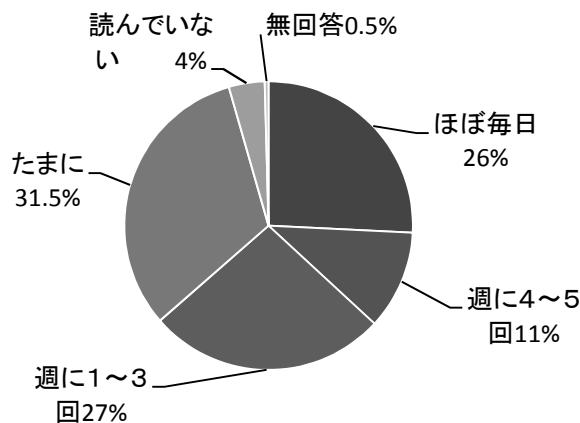
Q2 ブックスタートで受け取った絵本を、活用しています（しました）か。

| (人) | |
|----------------|-----|
| かなり活用している(した) | 69 |
| 活用している(した) | 133 |
| あまり活用していない(した) | 16 |
| 活用していない | 6 |
| 無回答 | 1 |



Q3 ブックスタートを受ける前に、お子さんと絵本を読んでいたか。

| (人) | |
|--------|----|
| ほぼ毎日 | 58 |
| 週に4~5回 | 25 |
| 週に1~3回 | 60 |
| たまに | 72 |
| 読んでいない | 9 |
| 無回答 | 1 |



Q 4 ブックスタートを受けた後、お子さんと絵本を読んだりすることがありますか。

その頻度は (人)

| | |
|----------|-----|
| 毎日 | 75 |
| ときどき | 138 |
| ほとんど読まない | 6 |
| 無回答 | 6 |

誰と一緒に読みますか。(○はいくつでも)

| | | |
|-------|-----|---------|
| 母親 | 211 | (人) |
| 父親 | 95 | |
| 祖母 | 46 | |
| 祖父 | 14 | |
| きょうだい | 39 | |
| その他 | 2 | (おじ・おば) |

Q 5 ブックスタートを受ける前に、子どもさんの本を借りるために、図書館に行かれたことはありますか。

| | |
|-----|-----|
| | (人) |
| はい | 108 |
| いいえ | 116 |
| 無回答 | 1 |

Q 6 ブックスタートを受けた後に、子どもさんの本を借りるために、図書館に行かれたことはありますか。

| | |
|-----|-----|
| | (人) |
| はい | 126 |
| いいえ | 99 |

Q 7 現在、岩国市の図書利用券をお持ちですか。

| | |
|-----|-----|
| | (人) |
| はい | 138 |
| いいえ | 85 |
| 無回答 | 2 |

Q 8 ブックスタートを受けてどのように感じられましたか。
(〇はいくつでも)

(票の多い項目順)(人)

| | |
|-----------------------------|-----|
| 絵本がもらえてうれしかった | 167 |
| 楽しかった | 113 |
| 子どもとのコミュニケーションに役立ちそうだと感じた | 84 |
| 絵本を読んだ時の子どもの様子を見られてよかった | 69 |
| 赤ちゃんも絵本に関心を示すことがわかった | 55 |
| バッグがもらえてうれしかった | 52 |
| 赤ちゃん連れで行ける施設や催しの情報が得られてよかった | 26 |
| ほっとする時間が持てた | 23 |
| 子どもと絵本を読むのは難しいと感じた | 4 |
| その他 | 5 |

(その他の内容)

他市のように絵本が選べたらなと感じた。

兄の時と同じ絵本だったので、違うものがほしかった。

第2子で絵本は家にたくさんありましたし、頂いた本はすでにもっているものでした。

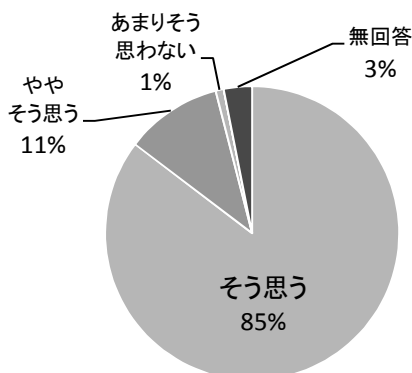
選べるとよいと思います。

子どもが自分のものと自覚するようになって良かった。

Q 9 岩国市に今後もブックスタート事業を続けてほしいと思いますか。

(人)

| | |
|-----------|-----|
| そう思う | 192 |
| ややそう思う | 24 |
| あまりそう思わない | 2 |
| そう思わない | 0 |
| 無回答 | 7 |



(欄外に記述)

本を渡すと破るのでもう少し大きくなるまで大事にしまっています。

資料編2 本と出会う場所

●図書館・サービスポイント

| | | |
|------------------------|------------------|------------|
| 中央図書館 | 岩国市南岩国町四丁目52番1号 | TEL31-0046 |
| 中央図書館麻里布分室 | 岩国市麻里布町七丁目1番2号 | TEL22-5845 |
| 岩国図書館 | 岩国市岩国四丁目4番15号 | TEL41-0880 |
| 由宇図書館 | 岩国市由宇町中央一丁目1番15号 | TEL63-5117 |
| 玖珂図書館 | 岩国市玖珂町4961番地 | TEL82-4444 |
| 周東図書館 | 岩国市周東町下久原1201番地1 | TEL84-1765 |
| 錦図書館 | 岩国市錦町広瀬6487番地4 | TEL72-2246 |
| 美和図書館 | 岩国市美和町渋前1751番地 | TEL95-0005 |
| 本郷ふるさと交流館（サービスポイント） | 岩国市本郷町本郷2082番地 | TEL75-2056 |
| 美川コミュニティセンター（サービスポイント） | 岩国市美川町四馬神1057番地 | TEL76-0211 |

●文庫等

| | | |
|-----------------------------------|------------------------|------------|
| 川下くすのき文庫（寿供用会館） | 岩国市川下町一丁目1番28号 | |
| 灘さざなみ文庫（灘供用会館） | 岩国市藤生町一丁目10番14号 | |
| ひがし文庫（働く婦人の家） | 岩国市昭和町一丁目12番16号 | |
| 玖珂こどもの館 | 岩国市玖珂町5330番地 | TEL82-5446 |
| こども館 | 岩国市桂町二丁目6番1号 | TEL24-0888 |
| しゅうとう児童館 | 岩国市周東町下久原1169番地1 | TEL84-0112 |
| わかば児童館 | 岩国市周東町上久原1075番地2 | TEL84-4456 |
| 美川コミュニティセンター図書コーナー（美川コミュニティセンター内） | 岩国市美川町四馬神1057番地 | TEL76-0211 |
| 本郷図書室（本郷ふるさと交流館内） | 岩国市本郷町本郷2103番地 | TEL75-2056 |
| 文庫「そらいろのおうち」 | 岩国市尾津町二丁目44番22号（長光宅） | TEL31-0533 |
| まつたけ文庫 | 岩国市美和町渋前1337番地（松田歯科医院） | TEL95-0118 |

*平成26年度に本郷ふるさと交流館内に図書室が設けられました。

●書店

| | | |
|------------------------|------------------|------------|
| ヴィレッジヴァンガード（ゆめタウン南岩国店） | 岩国市南岩国町一丁目20番30号 | TEL34-1011 |
| 大庭書店 | 岩国市周東町下久原1016番地 | TEL84-0003 |
| ことぶき堂書店 | 岩国市玖珂町5081番地 | TEL82-3141 |
| シネマ館玖珂店 | 岩国市玖珂町895番地2 | TEL82-6060 |
| 都野書店（ゆめタウン南岩国店） | 岩国市南岩国町一丁目20番30号 | TEL32-6377 |
| 明屋書店南岩国店 | 岩国市南岩国町三丁目8番 | TEL34-1155 |
| フタバ図書GIGAフレスタモール岩国店 | 岩国市室の木町一丁目2番38号 | TEL30-0300 |

●古書店

| | | |
|-----------|-------------------|------------|
| 文化教材社 古書部 | 岩国市麻里布町六丁目 9 番29号 | TEL23-1161 |
| 古書倶楽部 | 岩国市周東町下久原1334番地 1 | TEL84-2030 |

●保健センター・公民館

| | | |
|-------------|-------------------|------------|
| 岩国市保健センター | 岩国市室の木三丁目 1 番11号 | TEL24-3751 |
| 岩国市由宇保健センター | 岩国市由宇町中央一丁目10番11号 | TEL63-3111 |
| 岩国市周東中田公民館 | 岩国市周東町中山 2 番地 | TEL84-2622 |

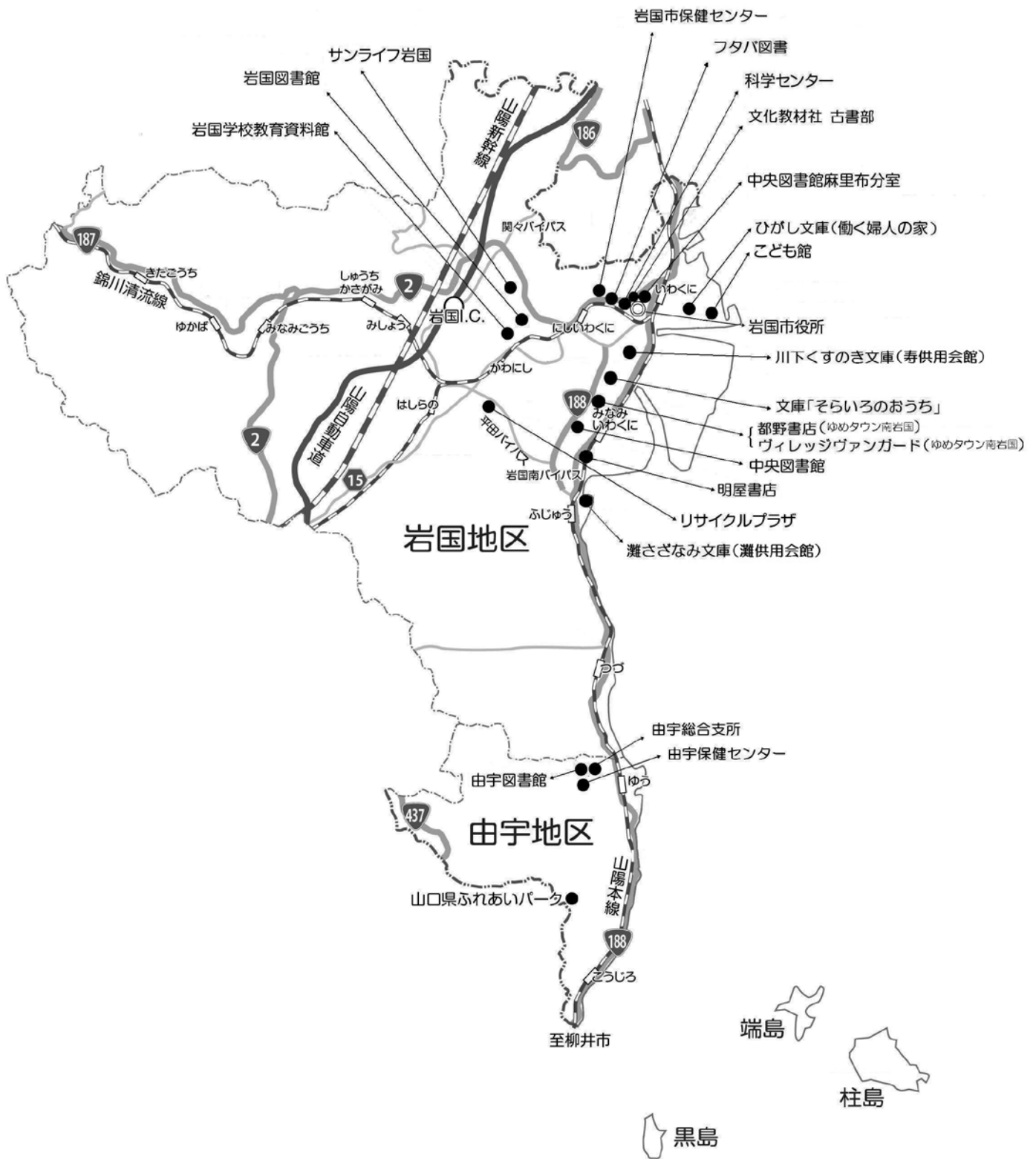
*このほかの保健センター・公民館にも絵本や児童書が少しあります。

●その他

| | | |
|---|-------------------|------------|
| 岩国学校教育資料館 | 岩国市岩国三丁目 1 番 8 号 | TEL41-0540 |
| 江戸後期からの教科書や教育資料を展示している。また、郷土、民俗資料なども展示している。 | | |
| 岩国市科学センター | 岩国市麻里布町六丁目14番25号 | TEL22-0122 |
| 科学関係の図鑑類を所蔵し、開館時間内に開放している。 | | |
| サンライフ岩国 | 岩国市横山二丁目 7 番28号 | TEL43-3505 |
| 岩国ロータリークラブによる寄贈の絵本が約100冊ある。貸出もしている。 | | |
| 本郷山村留学センター | 岩国市本郷町本郷2083番地 1 | TEL63-1513 |
| 児童書約500冊を置いている。 | | |
| 山口県由宇青少年自然の家（山口県ふれあいパーク） | 岩国市由宇町字深山2273番地 2 | TEL63-1513 |
| 各階の談話コーナーに子供向けアウトドアの本や図鑑等、約150冊を置いている。 | | |
| リサイクルプラザ | 岩国市平田二丁目12番30号 | TEL32-5303 |
| 本の寄付を受け付け、安く販売している。 (リサイクルプラザ内エコフレンズいわくに TEL32-5371) | | |

※子供たちが、地域の中で本と出会うことができる場所です。
この他幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等で日常的に本と出会うことができます。

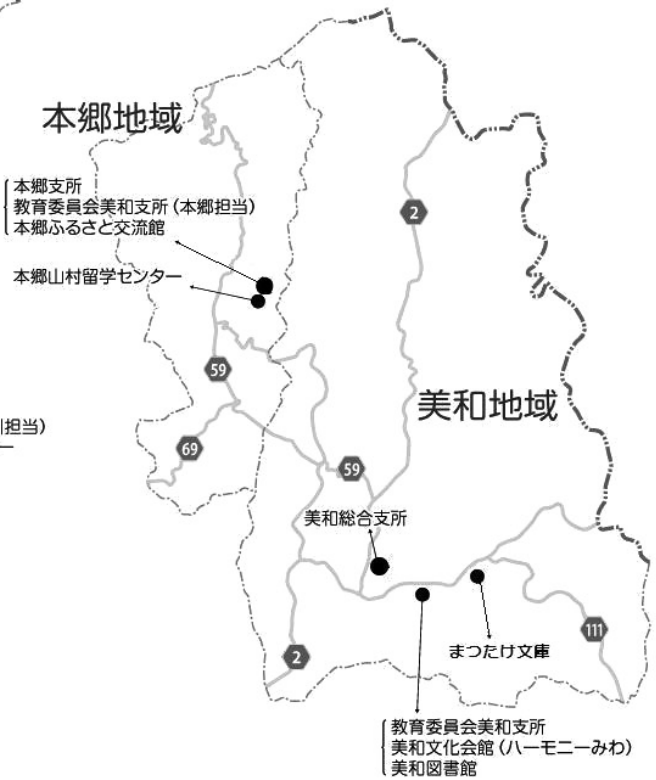
岩国・由宇地区



錦・美川地区



美和・本郷地区



玖珂・周東地区



資料編 3 子供の読書をめぐる動き

| | 市 内 | 国・県 |
|-------------|---|---|
| 2000（平成12年） | | 子ども読書年 |
| 2001（平成13年） | | 「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布 |
| 2002（平成14年） | 文部科学省「子どもの読書活動推進モデル事業」（岩国市図書館）～2003 | 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画策定 学校図書館図書整備5か年計画（2002～2006） |
| 2003（平成15年） | 文部科学省「読書活動優秀実践図書館」表彰（岩国市中央図書館） | 学校図書館法改正により12学級以上の学校への司書教諭配置の義務化 |
| 2004（平成16年） | 岩国市子どもの読書活動推進計画策定 文部科学省「生きる力をはぐくむ読書活動推進事業」（指定校：岩国小学校・岩国中学校）～2005 | 山口県子ども読書活動推進計画策定 |
| 2005（平成17年） | | 文字・活字文化振興法公布・施行 |
| 2006（平成18年） | 岩国地区8市町村合併 国民文化祭やまぐち全国こどもブックフェスタ（玖珂町） 文部科学省「読書活動優秀実践図書館」表彰（玖珂図書館） | 教育基本法改正 |
| 2007（平成19年） | 岩国市教育基本計画策定（2007-2011） | 学校教育法等教育関連3法改正 新学校図書館図書整備5か年計画 文部科学省「子どもの読書サポーターズ会議」～2009 |
| 2008（平成20年） | 文部科学省「青少年のためのオナー・ビジット事業」（岩国市図書館） | 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次計画）策定 |
| 2009（平成21年） | | 山口県子ども読書活動推進計画（第2次計画）策定 |
| 2010（平成22年） | 岩国市子どもの読書活動推進計画（第二次）策定 | 国民読書年 |
| 2011（平成23年） | 岩国市ブックスタート事業を開始 | |
| 2012（平成24年） | 「家読（うちどく）キャンペーン」を実施（岩国市図書館） 岩国市教育基本計画策定（2012-2017） | 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正 |
| 2013（平成25年） | | 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次計画）策定 |
| 2014（平成26年） | 中央図書館開館20周年 | 山口県子ども読書活動推進計画（第3次計画）策定 学校図書館法改正により学校司書の法制化（平成27年4月1日施行） |
| 2015（平成27年） | 岩国市子どもの読書活動推進計画（第三次）策定 | |

資料編 4 子どもの読書活動の推進に関する法律

【平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号】

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めな

ければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料編 5 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

【平成25年5月17日閣議決定】

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第8条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき、国会に報告するものである。

第1章 はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。また、平成23年3月に発生した東日本大震災後、被災地の多くの子どもたちが不安に直面していた際、全国から寄附された本や絵本が子どもたちの心のよりどころとなり、生きる希望を与えた。このことから、読書活動は、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となることが改めて認識されている。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立した。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めた。

第二次基本計画期間中においては、図書館法（昭和25年法律第118号）の一部改正法の成立、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。）の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、国会決議により平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。

また、地方公共団体においても、子どもの読書活動の推進を目指した取組が実施されており、平成18年度末までに全都道府県が「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下「都道府県推進計画」という。）を策定し、社会情勢等の変化に応じて適宜見直しを行っている。市（特別区を含む。以下同じ。）町村にひらおいても、平成23年度末現在、約54%が「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）を策定している。

このように、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する様々な取組を行っているものの、依然として、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていないこと、町村では市町村推進計画の策定率が低く地域によって大きな差が見られること等、課題も見られる。

このような第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第三次基本計画」。以下「本計画」という。）を定めることとする。本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要なと考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、地方公共団体に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

第2章 第二次基本計画期間における取組と課題

1. 第二次基本計画期間における取組・成果

第二次基本計画期間において、次のような取組がなされた。

(1) 家庭・地域における取組

- ① 図書館数が漸増しており過去最高となった（平成20年：3,165館、平成23年：3,274館）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）
- ② 児童室を有する図書館が増加した（平成20年：1,938館、平成23年：2,059館）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）
- ③ 図書館の児童への貸出冊数¹（年間）が過去最高となった（平成19年度：約1億3,420万冊、平成22年度：約1億7,956万冊）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）
- ④ 図書館において読み聞かせなどのボランティア活動を行う者が増加した（平成20年：9万8千人、平成23年：11万2千人）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）
- ⑤ 子どもが主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）² 導入率（市町村立図書館）が上昇した（平成20年：84.4%、平成23年：87.3%）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）

(2) 学校等における取組

- ① 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した。とりわけ、朝の始業前に行われる「朝読書」は広く普及した（平成19年：小学校94.4%（92.3%）、中学校84.1%（92.2%）、高校36.9%（80.8%）、平成24年：小学校96.4%（91.6%）、中学校88.2%（94.5%）、高校40.8%（78.8%））。ただし、（）内は朝の始業前に実施しているもの。（平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）
- ② 司書教諭の発令は、12学級以上のほとんどの学校で行われている（平成19年：小学校99.2%、中学校98.5%、高校96.2%、平成24年：小学校99.6%、中学校98.4%、高校95.9%）。11学級以下の学校でも増加傾向にある（平成19年：小学校17.6%、中学校24.0%、高校24.6%、平成24年：小学校23.9%、中学校27.4%、高校25.3%）。（平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）
- ③ 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある（平成19年：小学校35.7%、中学校37.1%、高校70.8%、平成24年：小学校47.8%、中学校48.2%、高校67.7%）。（平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）
- ④ 「OECD生徒の学習到達度調査」（2009年調査）によると、我が国の子どもの読解力は、国際的に見て上位となっている（2006年調査：15位／57か国・地域、2009年調査：8位／65か国・地域）。

2. 第二次基本計画期間における課題

第二次基本計画期間を経て、次のような課題が見られる。

(1) 学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向

子どもの読書活動の状況を見ると、依然として、学校段階における差が生じている。平成24年度に行われた（社）全国学校図書館協議会の学校読書調査によると、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）は、小学生4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%と、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向にあることから、とりわけ、中学生・高校生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが重要である。

(2) 地域における取組の差が顕著

「平成23年度都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する

¹ 平成22年度は「児童用図書の出借冊数」。

² オンライン閲覧目録（OPAC）：利用者が図書館の蔵書資料を検索するために用いるコンピューターされた目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピューターと接続し、蔵書データベースを検索できる。OPACは、Online Public Access Catalogの略。

調査」(文部科学省)によると、市町村推進計画の策定率(平成23年度末)は、市71.1%、町41.0%、村29.7%であり、町村の策定率が低くなっている。また、「平成23年度社会教育調査」(文部科学省)によると、市町村別の公立図書館の設置率(平成23年度)も、市98.3%、町60.1%、村25.0%であり、町村における図書館の設置が遅れている状況が続いている。さらに、文部科学省の調査によると、小学校一校当たりの図書購入費(年間)の平均額を都道府県別に比較すると、最低21万円から最高77万円(平成22年度)と約56万円の開きが見られるなど、地域間の差が顕著となっている。

(3) 学校図書館資料の整備が不十分

学校図書館資料(学校図書館法(昭和28年法律第185号)第2条に規定する「図書館資料」をいう。以下同じ。)の整備に関して、学校図書館図書標準(平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定)の達成状況は、第二次基本計画策定時(平成19年度末)は、小学校で45.2%、中学校で39.4%であったが、「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、平成23年度末は、小学校で56.8%、中学校で47.5%であり、多少改善されているものの、依然として、約5割にとどまっている。

3. 第二次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第二次基本計画の策定からおおむね5年が経過し、子どもの読書活動を取り巻く情勢は変化しているが、そのうち、本計画の推進に当たって、留意すべき事項として次のようなものがある。

(1) 「国民読書年」(平成22年)の取組

平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。同決議では、読書推進に向けた機運を高めていくため、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進された。

こうした取組の一環として、平成22年7月、文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」³が設置され、同会議の報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」(平成23年9月)において、人材育成や環境整備等が提言された。

(2) 図書館法の改正

平成20年6月に図書館法が改正された。主な改正内容としては、図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することを追加したこと、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定を整備したこと、司書及び司書補の資格要件の見直しを行ったこと、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定を整備したこと等である。

なお、この改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、平成24年12月に望ましい基準を改正した。

(3) 新学習指導要領の全面实施

平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領では、生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視している。

このため、学習指導要領においては、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言

³ 国民の読書推進に関する協力者会議：国民読書年の取組の一環として、今日の国民の読書や読書環境に関する現状や課題を把握・分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取組の検討を行うため、文部科学省生涯学習政策局に設置された。

語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。

また、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めている。

（４）新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

近年の情報通信技術の発達は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性がある。例えば、平成22年は「電子書籍元年」と呼ばれ、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場した。その後も電子書籍が急速に普及しつつあることから、今後の推移について十分留意する必要がある。

さらに、平成24年に著作権法が改正され、国立国会図書館において電子化された所蔵資料のうち、絶版等資料について、図書館等に対してインターネット送信を行うことができるようになった。

第3章 基本的方針

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、推進法第2条や文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

以上のような観点から、国及び地方公共団体は、次の取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

1. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要である。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

2. 子どもの読書活動を支える環境の整備

子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、地方公共団体が地域の実情を十分に勘案するなど、施策の方向性や取組を示すことが大切である。

また、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが必要である。あわせて、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

3. 子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていく。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努める。

第4章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

1. 推進体制等

(1) 国における子どもの読書活動推進体制

本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を更に強化し、子どもの読書活動を推進するための方策の効果的な推進を図る。また、これらの機関の活動の円滑化を図るため、子どもの読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。

子どもの読書活動の状況について、不読率は、平成24年6月現在、小学生は4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%となっているが、今後10年間で不読率を半減（平成34年度：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）させることを目標に、本計画においては、おおむね5年後に、小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は40%以下とすることを目指す。

あわせて、読書の量を増やすことのみならず、子どもの読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことが必要である。

(2) 地域における子どもの読書活動推進体制

推進法第9条の規定により、都道府県及び市町村は、それぞれ、都道府県推進計画又は市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成23年度末時点で、都道府県推進計画は、全都道府県において策定されており、域内の子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しが進められている。

他方、市町村推進計画の策定率は、53.8%（市の策定率は71.1%、町村は38.8%）（平成23年度末）となっており、地域における取組の差が顕著である。

このため、未策定の市町村は、地域の実情を踏まえつつ、本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努める。

国及び都道府県は、本計画期間中に、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の地方公共団体において市町村推進計画が策定されるよう促す。

また、都道府県及び市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画において、子どもの読書活動の推進について、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し点検及び評価を行うよう努める。

あわせて、都道府県及び市町村は、本計画及び都道府県推進計画又は市町村推進計画を推進するに当たり、学校、図書館、民間団体が相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制が整備されるよう支援する。

さらに、地方公共団体間における各種情報の交換等が円滑に行われるよう、都道府県及び市町村は、それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備に努める。特に、市町村は、身近な地方公共団体としての重要な役割に鑑み、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが求められる。

(3) 子どもと本をつなぐネットワーク活動に対する支援

民間団体が相互に連携・協力を図り、地方公共団体との連携を更に強化することは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、国及び地方公共団体は、子どもと本をつなぐ全ての人の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援する。

2. 財政上の措置

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。

第5章 子どもの読書活動の推進のための方策

I 家庭における子どもの読書活動の推進

1. 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要である。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。なお、家庭における読書活動の取組は家族間のコミュニケーションを深めることにもつながるものである。

2. 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効である。

このため、図書館における保護者を対象とした講座や市町村が実施する子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する講座及び職場における家庭教育に関する講座の開催の促進、子育て支援の一環として図書館や公民館等において行われる読み聞かせ会などの親子が触れ合う機会の提供の促進など、これらの取組を通じて、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図る。

また、幼稚園、保育所等においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者に対し広く普及を図る。

さらに、国のホームページなどを活用し、保護者に対して、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について情報提供を行い、理解の促進を図る。

加えて、家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す「ブックスタート」運動が普及しつつあるが、図書館、保健所、保健センター、ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力してこのような取組が実施されることが望まれる。

II 地域における子どもの読書活動の推進

1. 図書館

(1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。

さらに、図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や、多様なボランティア活動等の機会や場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

① 読書活動に関する情報提供

地域における子どもの読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」という。）に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子どもの読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供することが重要である。また、図書館のホームページの開設やメールマガジンの発行等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。

平成23年度現在、ホームページを開設している図書館は70.7%にとどまっており（平成23年度文部科学省社会教育調査）、全ての図書館において、インターネット等を活用した子どもの読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

② 図書館相互や関係機関との連携・協力

子どもの読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子どもが利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子どもの読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国及び地方公共団体は、図書館と関係機関が連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

③ 学校図書館との連携・協力

学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、読書指導の場としての機能も備えていることから、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得る。このため、図書館と学校図書館が連携・協力することが重要である。

図書館は、学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

④ ボランティア活動の促進

平成23年現在、図書館においてボランティア活動を行う者は、年間延べ11万2,085人に上り、読み聞かせや代読サービス等の多様なボランティア活動が行われている（平成23年度文部科学省社会教育調査）。図書館におけるボランティア活動は、子どもの読書活動の推進にも大きな役割を果たしていることに鑑み、図書館は、ボランティアの登録制度の導入等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

また、各地域において、地域のボランティアを中心に学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子ども教室」等の教育支援活動が進められており、学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等、子どもの読書活動の推進に資する取組を行っている例もある。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力するとともに、必要に応じて、子どもの読書活動に関する研修の機会を提供することが望ましい。

(3) 子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化

① 公立図書館の整備

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

望ましい基準では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館等の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うことなどが規定されている。

「平成23年度社会教育調査」（文部科学省）によると、我が国の図書館数は、平成23年現在3,274館であり、昭和38年以降一貫して増加している。地方公共団体ごとの設置率では、都道府県立は100%、市立は98.3%であるが、町立は60.1%、村立は25.0%と、いまだ町村立図書館の

設置は十分に進んでいないのが現状である。

公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。また、既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子どもの読書活動を一層推進するための環境整備を図るよう努める。なお、公民館図書室等は地域の身近な読書施設として機能していることも多いことから、公立図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、地域のボランティア等と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

都道府県は、とりわけ町村立図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、広く国民の理解を得るよう努める。

② 図書館の資料、施設等の整備・充実

図書館は、図書館法や望ましい基準等を踏まえ、主に次の観点により、地域における子どもの読書活動の推進における中心的な役割を果たすよう努める。

ア 図書館資料の整備

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書等を含む図書館資料を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税措置が講じられており、地方公共団体は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。

イ 移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能とするものである。

地方公共団体は、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じて移動図書館を活用し、子どもの読書環境の整備に努める。移動図書館を運行する場合は、運行回数増大やサービスポイント⁴の拡充に努め、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細やかな図書館サービスの提供を図る。

ウ 情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子どもの読書活動をより充実したものとすることができる。平成23年現在、来館者が利用できるコンピューターを設置している都道府県立図書館は96.7%、

市町村立図書館は90.1%であり、いまだに導入していない図書館も存在する（平成23年度文部科学省社会教育調査）。また、子どもがより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）の導入率は、都道府県立図書館で96.7%、市町村立図書館で87.3%である（平成23年度文部科学省社会教育調査）。

いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

エ 子どもの利用のためのスペース等の整備

平成23年現在、児童室を設置している図書館の割合は62.9%である（平成23年度文部科学省社会教育調査）。子どもにとって、図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子どもの利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子どもにとって利用しやすい図書館の整備を促す。

オ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもに対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音

⁴ サービスポイント：貸出しやレファレンス・サービス等、直接利用者に対する図書館サービスが行われる場所、あるいは図書館と利用者との接点となる施設。

資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

「平成23年度社会教育調査」（文部科学省）によると、平成23年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は92.4%に上るものの、録音図書を所有する図書館は17.6%、点字図書等を所有する図書館は34.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は47.0%にとどまっている。このため、図書館においては、障害のある子どもが利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

カ 運営の状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に際しては、図書館サービスその他図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう努める。

③ 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

ア 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応など、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、地方公共団体は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性や、その役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。

イ 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達の段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子どもや保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子どもの読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子どもの読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

2. その他

(1) 子どもの読書活動の推進における「国際子ども図書館」の役割

国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。

(2) 子どもの読書活動の推進における大学図書館の役割

子どもの読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出しなど、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

(3) 子どもの読書活動の推進における児童館の役割

児童館⁵は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話会等の活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっているため、地方公共団体は、これらの活動が一層推進されるよう促す。

Ⅲ 学校等における子どもの読書活動の推進

1. 幼稚園・保育所等

(1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

なお、平成24年8月に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部を改正する法律が成立したことにより、新たに幼児期の学校教育・保育を行う施設として位置付けられた幼保連携型認定こども園においても、幼稚園、保育所と同様に幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実することを促す。

(2) 幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

幼稚園教育要領及び保育所保育指針の理解を促進すること等を通じて、幼稚園、保育所等において幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。また、幼稚園、保育所等における図書の整備への支援を行うことで、幼稚園、保育所等において絵本や物語に親しむ環境の整備を図る。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

2. 小学校・中学校・高等学校等

(1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されている。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められる。

また、平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められている。

このように、全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められる。

⁵ 児童館：児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つであり、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設」のこと。

(2) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、

○既に3万校を超える学校で実践されている全校一斉の読書活動

○学校において推薦図書コーナーを設けること

○児童生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を増やすこと

○卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定すること等、児童生徒が自主的に自由な読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立し、更に読書の幅を広げる取組の実施を促していく。

また、各学校においては、言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を推進することが要請される。

このような認識を学校全体で共有し、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることにより、国語科を中核としつつ、全ての教科等を通じて、児童生徒の発達段階に応じた体系的な読書指導を推進する。

各教科等における学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭や学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

② 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等の優れた実践事例の紹介等により、特別支援学校等における読書活動支援の推進を図る。また、視覚障害教育情報ネットワーク⁶の活用などにより、各特別支援学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用、教材作成に関する情報提供等を促す。

③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要である。例えば、近年、各地域において実施されている「学校支援地域本部」は、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組であるが、この取組は、学校図書館等の支援を通じて児童生徒の読書活動の推進に資する一例である。

「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によれば、平成24年5月現在、小学校の81.2%、中学校の27.2%で、保護者や住民によるボランティア活動が行われている。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。このため、「ブックトーク」⁷活動、「ストーリーテリング」活動⁸、学校図書館に関する広報活動、図書情報

⁶ 視覚障害教育情報ネットワーク：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運用するインターネット上のサイト。視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や視覚障害関連機関の情報交換を行う。

⁷ ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

⁸ ストーリーテリング：語り手が物語を暗記し、本を見ずに子どもに聞かせるもので、子どもは頭の中でいろいろな場面を想像しながら聞くことができる。

のデータベースの作成などの活動について、地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

また、地域の図書館やボランティア等と連携して、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図る。

(3) 子どもの読書活動の推進のための学校図書館の機能強化

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするため、また、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸問題へ対応するため、自由な読書活動の場である学校図書館について「心の居場所」としての機能を更に充実させていくことが期待されている。

① 学校図書館の資料、施設等の整備・充実

ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実していくことが求められている。

このため、文部科学省において、平成24年度から28年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約200億円、5年間で総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられている。

学校図書館図書標準の達成が十分でない状況（平成23年度末：小学校56.8％、中学校47.5％）を踏まえ、地方公共団体においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。

また、新たな「学校図書館図書整備5か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約15億円、総額約75億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成24年5月現在、小学校で約24.5％、中学校で約19％であり（平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）、新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。

なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

イ 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

ウ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によると、平成24年5月現在、児童生徒が使用可能なコンピューターを整備している学校図書館の割合は、小学校で38.7％、中学校で35.5％、高等学校で69.1％である。また、児童生徒が使用可能なコンピュ

ーターのうちインターネットに接続されているコンピューターの割合は、小学校で92.3%，中学校で89.5%，高等学校で86.7%であり，学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は，小学校で64.1%，中学校で65.1%，高等学校で87.2%である。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピューターの整備については，従来，地方交付税措置による整備が進められており，引き続き，学校図書館への効果的な配置を進める。また，学校図書館，コンピューター教室，普通教室，特別教室等を校内LANで接続し，学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに，学校のインターネット接続環境についても，児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから，引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し，他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて，学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

② 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

子どもの読書活動の推進に当たっては，読書の楽しさや本のすばらしさ，本を使って調べ，学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで，学校図書館は，より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営に当たっては，校長のリーダーシップの下，司書教諭が中心となり，教員，学校図書館担当職員，ボランティア等が連携・協力して，それぞれの立場から，学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

ア 司書教諭の配置

司書教諭は，学校図書館資料の選択・収集・提供のほか，学校図書館を活用した教育活動の企画の実施，教育課程の編成に関する他教員への助言等，学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから，その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により，平成15年度以降，12学級以上の学校（小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校）に，司書教諭を必ず配置しなければならないこととされているが，司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう，司書教諭の講習を引き続き進める。

また，司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう，教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに，司書教諭の役割等について理解を図る。

イ 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置

学校図書館活動の充実を図るためには，専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置して，司書教諭と連携しながら，多様な読書活動を企画・実施したり，学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの，学校図書館担当職員を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており，市町村において，児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ，公立小中学校に学校図書館担当職員を配置するための経費として，平成24年度から新たに単年度約150億円の地方交付税措置が講じられている。地方公共団体は，こうした措置の趣旨に鑑み，学校図書館の活性化を図り，児童生徒の読書活動を適切に支援するため，学校図書館担当職員の更なる配置に努めるとともに，研修の実施など学校図書館担当職員の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。

IV 民間団体の活動に対する支援

1. 子どもの読書活動の推進における民間団体の役割

民間団体は，子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに，子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど，子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば，全国レベルでは，読書週間等のキャンペーン，読書感想文コンクール，家庭での読み聞かせを積極的に推奨する運動，全国各地を訪問して行う読み聞かせ，フォーラムの開催，読書指

導員の養成等が行われ、最近では、書評合戦（ビブリオバトル）のように、読むことにとどまらず言葉の力や表現力を競う新しい取組が広がっている。地域レベルでは、自発的に組織された約6,300のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている（平成20年度社団法人読書推進運動協議会全国読書グループ総覧）。

2. 民間団体の活動に対する支援

国は、読書の意義や効果、読書から離れがちな中学生・高校生の世代の読書活動を推進する方策、情報通信技術の急速な発展が子どもの読書活動に与える影響に関する調査研究等の取組を進める。また、読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに、民間団体の取組を周知し、社会全体での取組を促す。

さらに、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため「子どもゆめ基金」⁹をはじめとした助成などにより、これら民間団体の活動を支援する。

また、地方公共団体においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組などの状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

V 普及啓発活動

1. 普及啓発活動の推進

（1）「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第10条第1項）に設けられたものである。

このため、国及び地方公共団体は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、地方公共団体、学校、図書館、民間団体と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

（2）各種情報の収集・提供

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の実態や、地方公共団体、学校、図書館、民間団体における様々な取組、並びに家庭読書、書評合戦（ビブリオバトル）及びブックトーク等の先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集するとともに、子どもの読書活動の推進に関する専用のホームページを活用し、情報を広く提供するなど、各種情報の収集・提供に努める。

近年、注目を集めている取組として、家庭読書と書評合戦（ビブリオバトル）が挙げられる。家庭読書とは、家族の絆づくりを目的として、家族で本を読み、その本について家族で話し合う活動¹⁰であり、平成21年度からは毎年各地で「家読サミット」が開催されている¹¹。また、書評

⁹ 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。

¹⁰ 地方公共団体によっては、家庭読書を市町村推進計画に盛り込み、パンフレットの作成・配布や家庭読書に関する作品募集・コンクールの開催などに取り組んでいるところもある。

¹¹ 「家読うちどくサミット」は、佐賀県伊万里市（平成21年度）、茨城県大子町（平成22年度）、青森県板柳町（平成23年度）、埼玉県三郷市（平成24年度）で開催されている。

合戦（ビブリオバトル）¹²とは、各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会であり、大学、地方公共団体、図書館等で広がりつつあるが、こうした取組が全国に普及することが望まれる。

このほか、国、地方公共団体、学校、図書館、民間団体は、子どもの読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

2. 優れた取組の奨励

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

（1）優れた取組に対する表彰等

国は、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成20年度から24年度までの表彰実績は合計1,208件である（学校684件、図書館241件、団体264件、個人19人）。

（2）優良な図書の普及

児童福祉法（昭和22法第164号）第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

¹² 書評合戦（ビブリオバトル）の基本的なルールは、以下のとおりである。

① 発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。

② 順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。

③ 全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。

書評合戦（ビブリオバトル）の効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

資料編6 岩国市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、岩国市子どもの読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、関係者及び知識経験者の意見を聴くため、岩国市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、計画の策定に関する事項について意見の交換等を行う。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 図書館関係者
- (2) 読書活動関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 子育て支援関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 知識経験者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

資料編 7 岩国市子どもの読書活動推進計画策定委員会

(1) 岩国市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

| | 区 分 | 所属・役職等 | 氏 名 |
|-----|-----------|------------------|--------|
| 会長 | 学校教育関係者 | 岩国西中学校校長 | 前田 琢磨 |
| 副会長 | 学校教育関係者 | 愛宕小学校校長 | 山田 啓二 |
| 委員 | 知識経験者 | 作家 | 松田 もとこ |
| 委員 | 読書活動関係者 | ブックスタートボランティア | 島津 教恵 |
| 委員 | 読書活動関係者 | 文庫「そらいろのおうち」主宰 | 長光 知香子 |
| 委員 | 学校教育関係者 | むろのき幼稚園園長 | 田中 照道 |
| 委員 | 学校教育関係者 | 高水高等学校教諭 | 田中 昭江 |
| 委員 | 学校教育関係者 | 山口県立岩国総合支援学校教諭 | 藤兼 八千代 |
| 委員 | 学校教育関係者 | 灘小学校育友会会長 | 中穂 ゆかり |
| 委員 | 子育て支援関係者 | チャイルドライン岩国ステーション | 中川 啓子 |
| 委員 | 関係行政機関の職員 | 学校教育課教育指導室主任 | 森本 忠寿 |
| 委員 | 関係行政機関の職員 | 生涯学習課生涯学習班長 | 浜川 智也 |
| 委員 | 関係行政機関の職員 | こども支援課えきまえ保育園副園長 | 石原 裕子 |
| 委員 | 関係行政機関の職員 | 健康推進課母子保健班長 | 樋谷 智子 |
| 委員 | 関係行政機関の職員 | 教育センター次長 | 中村 美知生 |

(2) 開催状況

| 回 | 日 程 | 会 議 概 要 |
|-----|-------------|--------------------------|
| 第1回 | 平成26年6月26日 | 二次計画に基づく実績報告 アンケート案協議 |
| 第2回 | 平成26年10月17日 | 原案についての協議 アンケート実施報告 |
| 第3回 | 平成26年11月13日 | 調整案についての協議 |
| 第4回 | 平成27年2月13日 | パブリックコメントを踏まえての 最終協議 |

資料編 8 岩国市子どもの読書活動推進計画の関係部課

| 部局名 | 課 名 | 電話番号 | F A X 番号 | Eメールアドレス |
|-------|--------|----------------|----------------|-----------------------------------|
| 健康福祉部 | こども支援課 | (0827) 29-5077 | (0827) 21-3456 | jidou@city.iwakuni.lg.jp |
| | 健康推進課 | (0827) 24-3751 | (0827) 22-8588 | kenkou@city.iwakuni.lg.jp |
| 教育委員会 | 学校教育課 | (0827) 29-5203 | (0827) 24-0717 | gakkou@city.iwakuni.lg.jp |
| | 生涯学習課 | (0827) 29-5210 | (0827) 21-3456 | gakushu@city.iwakuni.lg.jp |
| | 教育センター | (0827) 43-0901 | (0827) 43-0902 | seisyonen@city.iwakuni.lg.jp |
| | 中央図書館 | (0827) 31-0046 | (0827) 32-4646 | info@library.iwakuni.yamaguchi.jp |

岩国市子どもの読書活動推進計画（第三次）

発行 平成 27 年 3 月

発 行／岩国市

編集・主管課／岩国市中央図書館

〒740-0046 山口県岩国市南岩国町四丁目 52 番 1 号

TEL (0827) 31-0046

ホームページ <http://www.library.iwakuni.yamaguchi.jp/>